

V 市民福祉

1	戸籍・住民登録	-----	92
2	国民健康保険	-----	96
3	国民年金	-----	98
4	後期高齢者医療制度	-----	99
5	医療助成	-----	99
6	障害者福祉	-----	102
7	生活保護	-----	108
8	成年後見制度利用促進事業	-----	108
9	ひきこもり支援事業		
	「ひきこもり支援センター・ほっとプラザ」	-----	108
10	高齢者・障害者虐待防止事業	-----	108
11	障害者差別解消法	-----	109
12	災害時避難行動要支援者制度	-----	109
13	生活困窮者自立相談支援事業	-----	109
14	重層的支援体制整備事業	-----	109
15	高齢者支援	-----	110
16	敬老の家及び健康交流の家	-----	115
17	健康推進	-----	116
18	しあわせ村	-----	128
19	子育て支援	-----	130
20	児童発達支援センター	-----	143

V 市民福祉

1 戸籍・住民登録

① 取扱件数

☆ 受付窓口取扱件数

(令和4年度)

区 分		本 庁	コンビニエンス ス ト ア	合 計
戸 籍	全部（個人）事項証明	15,527 件	1,722 件	17,249 件
	除 籍 謄 抄 本	9,827	-	9,827
	記 載 事 項 そ の 他	770	-	770
	小 計	26,124	1,722	27,846
住 民 票	住 民 票 の 写 し	45,018	9,214	54,232
	戸 籍 附 票 の 写 し	4,897	164	5,061
	住民基本台帳の一部の 写 し の 閲 覧	820	-	820
	小 計	50,735	9,378	60,113
印 鑑	登 録	3,948	-	3,948
	廃 止	888	-	888
	証 明	23,555	6,660	30,215
	小 計	28,391	6,660	35,051
証 明	身 分 証 明	727	-	727
	税 証 明	8,117	1,029	9,146
	そ の 他 の 証 明	1,142	-	1,142
	小 計	9,986	1,029	11,015
使 用 許 可	火 葬 場 使 用 許 可	1,130	-	1,130
	小 計	1,130	-	1,130
個 人 番 号	個 人 番 号 カ ー ド 交 付	27,850	-	27,850
	個 人 番 号 カ ー ド 再 交 付	2,553	-	2,553
	小 計	30,403	-	30,403
そ の 他 の 届 出	戸 籍	3,653	-	3,653
	住 民 基 本 台 帳	10,228	-	10,228
	そ の 他 届	10,179	-	10,179
	小 計	24,060	-	24,060
合 計		170,829	18,789	189,618

- (注) 1 受付窓口取扱件数は、無料分を含む。
 2 戸籍欄中、全部（個人）事項証明は、戸籍の全部（個人）事項証明の略。
 （従来は戸籍謄抄本）。
 3 住民票の写しには、広域交付分を含む。
 4 火葬場使用許可件数は、市外火葬場分を含む。
 5 コンビニエンスストアは、平成28年1月18日始動。
 6 火葬場使用許可は、休日の文化センターでの受付件数を含む。
 なお、文化センターでの受付業務は、令和4年9月30日で廃止。

☆ 戸籍取扱件数

(令和4年度)

種 類	取扱総数	戸 籍 窓 口 取 扱			他市町村 から送付
		本籍人届出	非本籍人 届 出	計	
出生	1,167 件	542 件	363 件	905 件	262 件
出国籍留保	9	0	0	0	9
認知	9	5	0	5	4
養子縁組	89	61	5	66	23
養子離縁	17	12	1	13	4
法73条の2	1	1	0	1	0
法69条の2	0	0	0	0	0
婚姻	1,026	398	134	532	494
離婚	268	165	23	188	80
法77条の2	124	87	6	93	31
法75条の2	0	0	0	0	0
親権・後見・後見監督・保佐	14	10	3	13	1
死亡	1,294	885	240	1,125	169
失踪	0	0	0	0	0
復氏	0	0	0	0	0
姻族関係終了	0	0	0	0	0
相続人廃除	0	0	0	0	0
入籍	192	125	2	127	65
分籍	19	10	2	12	7
国籍取得	3	2	1	3	0
帰化	7	6	0	6	1
国籍喪失	2	2	0	2	0
外国籍選	7	4	1	5	2
外国籍喪失	0	0	0	0	0
外国籍の変更	3	2	1	3	0
氏名の更	3	3	0	3	0
転籍	752	474	3	477	275
就籍	0	0	0	0	0
訂正・更正	46	39	1	40	6
追完	3	1	2	3	0
その他	1	1	0	1	0
不受理申出	38	23	7	30	8
合 計	5,094	2,858	795	3,653	1,441

- (注) 1 法73条の2は離縁の際に称していた氏を称する届
 2 法69条の2は縁組の取消しの際に称していた氏を称する届
 3 法77条の2は離婚の際に称していた氏を称する届
 4 法75条の2は婚姻の取消しの際に称していた氏を称する届

② 各種相談処理件数

☆ よろず相談

相談日 毎月第2・第4金曜日
 開催場所 市役所市民相談室
 時間 午後1時～午後4時（受付は、午後3時30分まで）
 内容 市民の日常生活中に生ずる困り事等の相談を受け、問題解決のアドバイスをする。

☆ 市民相談（窓口相談）

相談日 毎日（開庁日）
 開催場所 市役所市民相談室
 時間 午前8時30分～午後5時
 内容 行政相談 行政に関する苦情、要望等の相談を受け、担当課等との連絡調整を行う。
 一般生活相談 市民生活上で生ずる問題事案の相談を受け、解決の糸口をアドバイスし、専門の相談先も紹介する。

☆ 弁護士による法律相談

相談日 毎月第1・第3金曜日（予約制）
 開催場所 市役所市民相談室
 時間 午後1時30分～午後4時30分
 内容 日常生活で生ずる法律判断の必要な問題事案について弁護士が相談を受け、回答する。

	よろず相談		市民相談		弁護士法律相談	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
土地問題	6件	3件	0件	0件	23件	11件
家屋問題	2	2	0	0	14	6
金銭問題	3	3	0	0	33	41
相続問題	20	19	1	0	76	73
戸籍問題	1	0	0	0	13	0
商事問題	1	0	0	0	0	0
交通事故問題	0	0	0	0	7	6
人権問題	0	0	1	0	0	1
労務・災害問題	3	1	0	0	4	9
身上相談	24	10	4	0	29	57
行政相談	3	2	0	1	3	10
その他	5	43	2	5	30	19
計	68	83	8	6	232	233

☆ 火葬場使用件数

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
死 亡	知 北 斎 場	944 件	1,021 件	1,118 件
	市 外 火 葬 場	39	44	36
死 産	知 北 斎 場	10	16	5
	市 外 火 葬 場	0	0	0
計	知 北 斎 場	954	1,037	1,123
	市 外 火 葬 場	39	44	36

- (注) 1 知北斎場 昭和57年4月15日供用開始
 2 知北斎場の休業日 1月1日、友引日

③ パスポートセンター（東海市・知多市）

☆ 施設の概要

所在地 東海市大田町後田51番地の1
 床面積 64.27㎡
 開所日 平成28年4月1日
 開設日時等 (申請) 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
 (交付) 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
 第1・3日曜日 午前9時～正午
 休業日 土・日曜日（第1・3日曜日は除く。）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
 対象者 東海市民及び知多市民
 内容 ア パスポートの申請の受理
 イ パスポートの交付
 ウ パスポートの紛焼失による届出受理
 エ 返納旅券の失効処理後の名義人への還付
 ※申請から交付までの日数 申請の日から8日目以降

☆取扱件数

区 分		令和3年度	令和4年度
申 請	東海市	372 件	1,340 件
	知多市	265	911
	計	637	2,251
交 付	東海市	338	1,244
	知多市	255	859
	計	593	2,103
合 計		1,230	4,354

2 国民健康保険

① 加入状況等

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
加 入 状 況	一 般 被 保 険 者	19,407 人	18,868 人	18,124 人	
	退 職 被 保 険 者 等	0	-	-	
	総 数	19,407	18,868 人	18,124 人	
	加 入 率	16.90 %	16.50 %	15.92 %	
収 納 状 況 (医療+介護)	現 年 分 調 定 額	2,041,719,900 円	1,973,648,300 円	2,133,300,900 円	
	現 年 分 収 納 額	1,917,381,403	1,860,758,389	2,008,037,441	
	滞 納 繰 越 分 調 定 額	865,892,860	747,842,463	680,680,110	
	滞 納 繰 越 分 収 納 額	167,336,324	130,800,467	133,476,519	
	現 年 分 収 納 率	93.91 %	94.28 %	94.13%	
	1 世 帯 当 たり 調 定 額	164,231 円	161,167 円	179,179 円	
	被 保 険 者 1 人 当 たり 調 定 額	105,205	104,603	117,706	
賦 課 状 況	賦 課 方 式		2 方 式	2 方 式	2 方 式
	所 得 割	医 療 分	5.3 %	5.3 %	5.79 %
		後 期 高 齢 者 支 援 分	2.2	2.2	2.66
		介 護 分	1.6	1.6	2.41
	資 産 割	医 療 分	-	-	-
		介 護 分	-	-	-
	均 等 割	医 療 分	41,100 円	41,100 円	41,500 円
		後 期 高 齢 者 支 援 分	10,200	10,200	11,000
		介 護 分	11,800	11,800	15,900
	平 等 割	医 療 分	-	-	-
		介 護 分	-	-	-
	賦 課 限 度 額	医 療 分	580,000	630,000	650,000
後 期 高 齢 者 支 援 分		190,000	190,000	200,000	
介 護 分		160,000	170,000	170,000	

※ 加入状況は3月～2月ベース

② 給付状況

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
医 療 費	一 般	費用額	6,748,969,866 円	7,083,359,140 円	7,119,210,675 円
		1人当たり	347,760	375,417	392,806
	退 職	費用額	47,440	-	-
		1人当たり	23,720	-	-
	総 数	費用額	6,749,017,306	7,083,359,140	7,119,210,675
		1人当たり	347,726	375,417	392,806
高 額 療 養 費	一 般	件 数	12,316 件	13,215 件	13,120 件
		支給額	702,566,902 円	733,282,163 円	746,635,313 円
	退 職	件 数	0 件	-	-
		支給額	0 円	-	-
出産育児一時金	件 数	80 件	60 件	51 件	
	支給額	33,388,255 円	25,200,000 円	21,287,800 円	
葬 祭 費	件 数	114 件	98 件	104 件	
	支給額	5,700,000 円	4,900,000 円	5,200,000 円	

※ 医療費は3月～2月ベース

3 国民年金

① 被保険者数等

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
被 保 険 者 数	第1号被保険者	10,414人	10,176人	10,097人
	任意加入被保険者	76	87	96
	第3号被保険者	9,431	9,097	8,677
	総 数	19,921	19,360	18,870
受 給 権 者 数	老 齢 基 礎 年 金	24,695	24,929	24,962
	障 害 基 礎 年 金	1,249	1,269	1,310
	遺 族 基 礎 年 金	206	203	220
	寡 婦 年 金	10	10	12
	老 齢 福 祉 年 金	0	0	0
	総 数	26,160	26,411	26,504

- (注) 1 老齢基礎年金は旧法（老齢年金、通算老齢年金、5年年金）受給者を含む。
 2 障害基礎年金、遺族基礎年金は旧法受給者及び厚生年金等を伴う基礎年金を含む。

☆ 老人年金の支給

対 象 者 本市に住所を有している老齢福祉年金受給権者

支 給 額 年額 399,700円 （令和5年4月1日現在 0人）

4 後期高齢者医療制度

☆ 被保険者（令和5年3月31日現在 14,440人）

次のいずれかに該当する者

(1) 75歳以上の者

(2) 65歳以上で一定の障害があり、愛知県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者

- ・身体障害者手帳 1～3級
- ・同 4級（音声・言語、下肢1・3・4号）
- ・療育（愛護）手帳 A判定
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級

5 医療助成

☆ 子ども医療費の助成

対象者 0歳から24歳到達の年度末までの子どもの保護者。ただし、19歳到達の年度開始から24歳到達の年度末までについては、大学、専門学校等に在学し、保護者の扶養を受けている者に限る。

（令和5年3月31日現在 19,244人）

助成額 国民健康保険法又は社会保険各法等の法令の規定により給付の対象となる額のうち対象者が負担すべき額とする。ただし、家族療養附加給付金があるときは、その額を控除した額とする。（19歳到達の年度開始から24歳到達の年度末までの子どもについては、入院医療費のみ助成）

☆ 障害者医療費の助成

対象者 身体障害者、知的障害者及び自閉症状群と診断された者

（令和5年3月31日現在 1,167人）

助成額 国民健康保険法又は社会保険各法等の法令の規定により給付の対象となる額のうち対象者が負担すべき額とする。ただし、家族療養附加給付金があるときはその額を控除した額とする。

☆ 母子家庭等医療費の助成

対象者 母子家庭の母、父子家庭の父及びこれらの者に現に扶養されている児童並びに父母のいない児童。ただし、母子家庭の母、父子家庭の父の所得が、児童扶養手当法施行令に定める額以上である場合を除く。

（令和5年3月31日現在 1,721人）

助成額 国民健康保険法又は社会保険各法等の法令の規定により給付の対象となる額のうち対象者が負担すべき額とする。ただし、家族療養附加給付金があるときはその額を控除した額とする。

☆ 精神障害者医療費の助成

対象者 精神障害者

（精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者証（精神通院）所持者）

（令和5年3月31日現在 1,520人）

助成額 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の全疾患入院医療費、3級所持者の精神入院医療費及び自立支援医療受給者証所持者の精神通院医療費について、国民健康保険法又は社会保険各法等の法令の規定により給付の対象となる額のうち対象者が負担すべき額とする。ただし、家族療養附加給付金があるときはその額を控除した額とする。

☆ 東海市特定疾病患者医療費等助成

対象者 本市に一定期間以上居住し、特定の疾病（慢性気管支炎・気管支ぜん息・ぜん息性気管支炎及び肺気しゅ）にかかった患者の健康保持を図るため、特定疾病認定審査会の審査を経て、市長が認定した患者。

助成額 認定疾病分の医療費、及び療養生活補助費等（旧条例適用者のみ）

☆ 東海市特定疾病患者認定状況

(令和5年3月31日現在)

区分 年齢別	総 数			疾 病 別			
	男	女	計	慢 性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ
0～4	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
5～9	-	-	-	-	-	-	-
10～14	-	-	-	-	-	-	-
15～19	-	-	-	-	-	-	-
20～29	8	9	17	-	17	-	-
30～39	9	15	24	-	23	-	1
40～49	25	51	76	-	76	-	-
50～59	23	58	81	-	77	-	4
60～69	20	53	73	-	69	-	4
70～	46	70	116	3	99	-	14
令和4年度末計	131	256	387	3	361	0	23
令和3年度末計	129	256	385	3	359	0	23
増 減	2	0	2	0	2	0	0

☆ 妊婦医療費の助成

対 象 者 妊婦 (令和5年3月31日現在 564人)

助 成 額 等 健やかな児童の出生を図るための医療費について、国民健康保険法又は社会保険各法等の法令の規定により給付の対象となる額のうち対象者が負担すべき額とする。ただし、家族療養附加給付金があるときはその額を控除した額とする。

☆ 後期高齢者福祉医療費の助成

対 象 者 後期高齢者医療被保険者のうち、次の要件に該当する者
(令和5年3月31日現在 2,122人)

- (1)身体障害者、知的障害者及び自閉症状群と診断された者
- (2)精神障害者
- (3)母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童(所得制限に該当しない場合に限る)
- (4)東海市特定疾病認定患者
- (5)戦傷病患者(所得制限に該当しない場合に限る)
- (6)精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律の規定による措置入院患者
- (7)結核患者(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条及び第20条の規定により入院した者等)
- (8)独り暮らしの者(市民税非課税の者)
- (9)常時が床・認知症の状態の者(その者の生計維持者が市民税非課税等の場合に限る)

助 成 額 高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって給付の対象となる額のうち対象者が負担すべき額とする(一部例外あり)。

☆ 未熟児養育医療費の助成

対 象 者 1歳未満の乳児で、出生時に一定の症状を有し、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた者(令和5年3月31日現在 15人)

助 成 額 指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療のうち、保険適用となる診察や薬剤、医学的処置、食事療養費(ミルク代)等を対象とする。

☆ 不妊治療費の助成

対 象 者 不妊治療を受けている夫婦で、婚姻の届出をしている、又は事実婚であることが確認でき、医療機関によって不妊治療が必要であると認められた者

助 成 額 等 不妊治療に要する医療費について、国民健康保険法又は社会保険各法等の法令の規定により給付の対象となる額のうち対象者が負担すべき額とする。ただし、家族療養附加給付金があるときはその額を控除した額とし、上限 30 万円を助成。

(助成対象期間：3月から翌年2月まで)

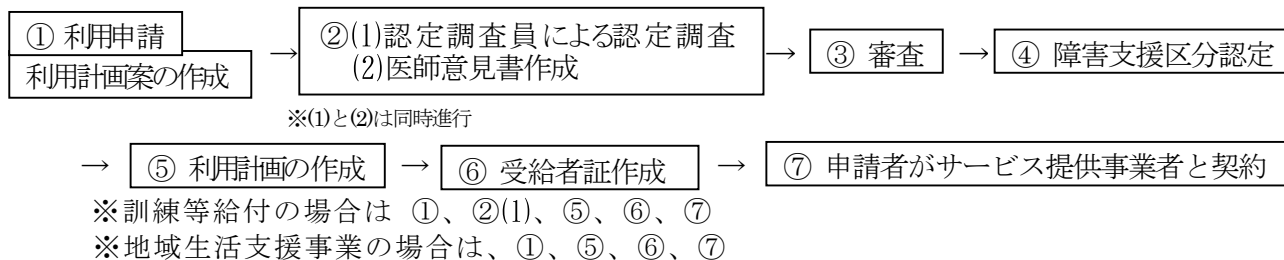
☆ 不育症治療費補助金

対 象 者 不育症治療を受けている夫婦で、婚姻の届出をしている、又は事実婚であることが確認でき、指定医療機関によって不育症治療が必要であると認められた者

助 成 額 等 指定医療機関において受けた、保険適用外の不育症の治療及び検査について、1 治療期間(治療開始～出産等による治療終了まで)ごとに上限 30 万円を助成

6 障害者福祉

- ☆ 障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス（介護給付及び訓練等給付）と地域生活支援事業について
- ・対象者 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者、難病患者
 - ・利用の流れ 介護給付は下記図のとおり



☆ 障害福祉サービス

(1) 介護給付（審査会で障害支援区分認定を受けて利用するサービス）

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
内 容 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行う。
 - ・重度訪問介護
内 容 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。
 - ・行動援護
内 容 自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、及び外出支援を行う。
 - ・同行援護
内 容 視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し移動に必要な情報提供、移動の援護等を行う。
 - ・重度障害者等包括支援
内 容 介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
 - ・短期入所（ショートステイ）
内 容 自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
 - ・療養介護
内 容 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介助及び日常生活の世話をを行う。
 - ・生活介護
内 容 常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
 - ・施設入所支援
内 容 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
- #### (2) 訓練等給付（認定調査を受けて利用するサービス）
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
内 容 自立した日常生活又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
 - ・就労移行支援
内 容 一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

- ・就労継続支援（A型：雇用型、B型：非雇用型）
内 容 一般企業での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ・就労定着支援
内 容 就労移行支援等を利用して、一般企業に雇用された障害者の就労の継続を図るため、各機関との連絡調整を行うとともに、各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。
- ・自立生活援助
内 容 居宅における生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整等の援助を行う。
- ・共同生活援助（グループホーム）
内 容 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う（入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスを提供する）。

(3) 地域相談支援

- ・地域移行支援
内 容 施設入所者や精神科病院へ入院している者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。
- ・地域定着支援
内 容 居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

(4) 相談支援事業

- 内 容 福祉サービス利用など生活課題に対する相談、各種支援施策に関する助言・指導、権利擁護のための必要な援助を行う。
- 場 所 東海市障害者相談支援センター
・荒尾事業所（社会福祉法人さつき福祉会）荒尾町油田48-7 (052)613-8121
・横須賀事業所（株式会社波音）養父町北反田 8-4 サテール2号室 (0562)33-8515

(5) 地域活動支援センター

- 内 容 居場所の提供、生活力を高める事業の提供、創作的活動の場の提供、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業等を行う。
- 場 所 ハーモニー（社会福祉法人あゆみの会）元浜町10

(6) 地域生活支援事業（市の認定を受けて利用するサービス）

- ・移動支援
内 容 円滑に外出できるよう、移動を支援する。
- ・日中一時支援（A型：障害者、B型：障害児）
内 容 日中における活動の場を提供する。
- ・地域デイサービス
内 容 機能訓練、生活訓練等を行い、自立の促進、生活の向上等を図る。

☆ 自立支援医療費の支給

- ・育成医療（障害児対象）
内 容 18歳未満の身体に障害のある児童の障害の軽減又はその除去に必要な医療費を支給する。
対 象 医 療 心臓機能障害、腎臓機能障害、口唇口蓋裂等の手術、治療等
そ の 他 加入の医療保険世帯の所得に応じて自己負担あり。
- ・更生医療（障害者対象）
内 容 身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害を軽減又はその除去に必要な医療費を支給する。
対 象 医 療 腎臓機能障害、心臓・肝臓機能障害等の手術、治療等
そ の 他 加入の医療保険世帯の所得に応じて自己負担あり。

- ・精神通院医療
内 容 精神にかかる疾病を治療するために必要な通院医療費を支給する。
対 象 医 療 統合失調症、うつ病、てんかん等の精神医療
そ の 他 加入の医療保険世帯の所得に応じて自己負担あり。

① 身体障害者（児）

☆ 援護扶助費

対 象 者 身体障害者手帳1級～6級の交付を受けている方で、本市に住民登録があり本市からの援護を受けている方（施設に入所している方は除く）

支 給 額

区 分	所得税課税者	所得税非課税者
1 級～3 級	月 額 3,100円	月 額 7,250円
4 級～6 級	月 額 1,650円	月 額 3,950円

（注）年3回に分けて支給（7月・11月・3月）

☆ 身体障害者用自動車改造費補助事業

対 象 者 身体障害者手帳の交付を受けている方で運転免許証に条件等が付され、就労等で自らが所有し、かつ運転する必要がある方（所得制限あり）

対 象 経 費 自動車の操向装置、駆動装置等の改造経費（運転免許証の条件を満たす方に限る）

補 助 額 改造に要する額とし、10万円を限度

☆ 身体障害者用自動車運転免許取得費補助事業

対 象 者 身体障害者手帳の交付を受けている方で就労等のために初めて普通自動車運転免許を取得する方

対 象 経 費 免許の取得に要した経費（実技、学科）

補 助 額 補助率3分の2 ただし、10万円を限度（1,000円未満は切り捨てる）

そ の 他 免許取得後6か月以内に申請が必要。

☆ 寝具クリーニングサービス事業

内 容 1回につき、掛・敷布団各1枚、毛布2枚以内とし、年4回以内のクリーニングサービス（ただし、住民税非課税世帯に属する方は、年12回以内）

対 象 者 身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方のうち視覚障害又は肢体不自由の方

☆ あんしん電話事業

内 容 緊急発信装置、受話専用の拡声器を備えた福祉機器の設置

対 象 者 身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方及び聴覚障害2、3級の身体障害者手帳の交付を受けている方で外出困難な方（対象者のみの世帯に限る）

☆ 配食サービス運営事業

内 容 1日1食、昼食又は夕食の補助

対 象 者 身体障害者手帳の交付を受けている方（対象者のみの世帯に限る）

☆ 福祉タクシー料金助成事業

対 象 者 ① 福祉タクシー

身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方又は身体障害者手帳3級の交付を受けている方のうち視覚・下肢・体幹機能障害のある方又は介護保険法による要介護1以上と判定された65歳以上の方

② リフト付福祉タクシー

車いすを利用している①の方又は介護保険法による要介護3以上と判定された65歳以上の方

助 成 額 ① 福祉タクシー

利用券1枚につき初乗料金相当額のもの24枚（1年度につき）

1乗車につき2枚まで使用可能

② リフト付福祉タクシー

利用券1枚につき初乗料金相当額のもの24枚（1年度につき）

1乗車につき1枚使用

- ☆ 在日外国人重度障害者福祉手当
 - 内 容 在日外国人で公的年金等の給付を受けることができない方に対し、在日外国人福祉手当を支給することにより、当該外国人の福祉の増進を図る。
 - 対 象 者 昭和37年1月1日以前に生まれ、公的年金等を受給していない身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A判定の方で、昭和57年1月1日現在において外国人登録があり、かつ本市に引き続き1年以上居住し、住民登録のある方
 - 手 当 額 月額20,000円（所得制限あり）

- ☆ 声の広報作成事業（東海市社会福祉協議会への委託事業）
 - 内 容 視覚障害者向けに、市広報「とうかい」の内容を録音し、CDを貸し出すことにより市政情報を提供し、視覚障害者の福祉の向上を図る。
 - 対 象 者 視覚障害者

- ☆ 補装具費の支給
 - 対 象 者 身体障害者（児）又は難病患者等（障害の内容、等級によって対象となる補装具が異なる。）
 - 対 象 種 目 義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子、補聴器、車椅子、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、歩行器、盲人安全つえ、歩行補助つえ（一本つえを除く）等
 - そ の 他 原則1割負担（世帯の所得に応じた月額負担上限額あり）。購入前に申請が必要。なお、就学前障害児の場合、市独自規定の所得に応じた負担あり。

- ☆ 日常生活用具の給付
 - 対 象 者 身体障害者（児）、知的障害者（児）又は難病患者等（障害の内容、等級によって対象となる用具が異なる。）
 - 対 象 種 目 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、歩行補助つえ、（一本つえのみ）、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置、透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計、携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、ストマ用装具（紙おむつ）、収尿器等
 - そ の 他 原則1割負担（世帯の所得に応じた月額負担上限額あり）。購入前に申請が必要。

- ☆ 日常生活用具（住宅改修費）の給付
 - 対 象 者 身体障害者手帳3級以上の下肢・体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）のある方（原則として6歳以上）、又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障害のある方で、診断書等で必要と認められた方。特殊便器への取替えについては、2級以上の上肢障害のある方
 - 対 象 工 事 手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
 - 給 付 額 1件あたり30万円を限度（ただし、住民税非課税世帯に属する方は、1件あたり60万円を限度とし、給付の回数は原則として1回）
 - そ の 他 世帯の所得に応じた一部自己負担あり（1割負担と所得に応じた月額負担上限額）。改修前に申請が必要。

- ☆ 聴覚障害者の方へ
 - 1 手話通訳者の設置
 - 月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - 受付 社会福祉課
 - 2 手話通訳者、要約筆記者の派遣
 - 受付 社会福祉課 FAX 052-603-6181

☆ 身体障害者（児）障害別、級別調

（令和5年3月31日現在）

区分	障害者	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18歳未満	視覚	3人	0人	0人	0人	0人	0人	3人
	聴覚	0	3	5	1	0	4	13
	言語	0	0	0	0	-	-	0
	肢体	12	16	9	2	0	0	39
	内部	6	0	3	1	-	-	10
	小計	21	19	17	4	0	4	65
18歳以上	視覚	68	74	14	13	28	8	205
	聴覚	9	37	41	49	1	110	247
	言語	1	4	30	12	-	-	47
	肢体	305	328	465	400	175	82	1,755
	内部	700	23	245	353	-	-	1,321
	小計	1,083	466	795	827	204	200	3,575
計	視覚	71	74	14	13	28	8	208
	聴覚	9	40	46	50	1	114	260
	言語	1	4	30	12	-	-	47
	肢体	317	344	474	402	175	82	1,794
	内部	706	23	248	354	-	-	1,331
	合計	1,104	485	812	831	204	204	3,640

② 知的障害者（児）

☆ 援護扶助費

対象者 療育手帳A判定～C判定の交付を受けている方で、本市に住民登録があり、本市からの更生援護を受けている方（施設に入所している方は除く）

支給額

区分	所得税課税者	所得税非課税者
A判定	月額 3,100円	月額 7,250円
B判定	月額 2,100円	月額 5,200円
C判定	月額 1,650円	月額 3,950円

（注）年3回に分けて支給（7月・11月・3月）

☆ 福祉タクシー料金助成事業

対象者 療育手帳の交付を受けている方

助成額 利用券1枚につき初乗料金相当額のもの24枚（1年度につき）
1乗車につき2枚まで使用可能

☆ 知的障害者（児）数

（令和5年3月31日現在）

区分		重 度	中 度	軽 度	計
18歳未満	男	79人	43人	139人	261人
	女	27	24	45	96
	小計	106	67	184	357
18歳以上	男	164	113	152	429
	女	104	80	86	270
	小計	268	193	238	699
計	男	243	156	291	690
	女	131	104	131	366
	合計	374	260	422	1,056

③ 精神障害者

☆ 援護扶助費

対象者 精神障害者保健福祉手帳1級～3級の交付を受けている方で、本市に住民登録があり、かつ居住している方（施設に入所している方は除く）

支給額

区 分	所得税課税者	所得税非課税者
1級・2級	月額 3,100円	月額 7,250円
3級	月額 1,650円	月額 3,950円

（注）年3回に分けて支給（7月・11月・3月）

☆ 福祉タクシー料金助成事業

対象者 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

助成額 利用券1枚につき初乗料金相当額のもの24枚（1年度につき）
1乗車につき2枚まで利用可能

☆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和5年3月31日現在）

区 分	1級	2級	3級	計
所持者数	148人	682人	284人	1,114人

☆ 自立支援医療受給者証（精神通院）交付者数 1,708人
（令和5年3月31日現在）

7 生活保護

☆ 生活保護 実施状況

	令和3年度			令和4年度		
	世帯数	人員	扶助額(円)	世帯数	人員	扶助額(円)
生活扶助	550	714	428,745,378	543	694	423,441,683
住宅扶助	566	723	229,895,533	563	708	231,096,131
教育扶助	26	36	4,171,835	24	31	3,674,644
医療扶助	541	653	705,015,258	550	654	647,851,421
出産扶助	2	2	493,700	2	2	850,290
生業扶助	244	296	4,144,029	196	212	3,518,739
葬祭扶助	20	20	3,591,614	32	32	5,310,020
保護施設扶助	0	0	0	0	0	0
介護扶助	159	164	47,008,359	156	160	48,492,758
計	-	-	1,423,065,706	-	-	1,364,235,686

(注) 生活、住宅、教育、医療、保護施設及び介護扶助の世帯数及び人員は月平均。
 出産、生業及び葬祭扶助の世帯数及び人員は年合計、扶助額は年額。

8 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方が財産の侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりしないように、保護・支援する仕組み。

本市を含めた知多半島4市5町で、成年後見促進事業を「特定非営利活動法人・知多地域権利擁護支援センター」に委託し、制度に関する相談や後見人選定支援を行っている。

知多地域権利擁護支援センター

相談時間 月曜～金曜の平日で午前9時から午後5時まで

場 所 〒478-0047 知多市緑町32-6
 知多福祉活動センター内

TEL : 0562-39-3770 又は 0562-39-2663

FAX : 0562-39-3774

9 ひきこもり支援事業「ひきこもり支援センター・ほっとプラザ」

ひきこもりに関する相談所(利用料金無料)

相談時間 火曜日～土曜日の午前9時30分～午後6時15分まで

場 所 養父町北反田41「まなぶん横須賀2階」

TEL : 0562-33-7321

E-mail : hot-puraza@ma.medias.ne.jp

10 高齢者・障害者虐待防止事業

高齢者・障害者の虐待防止や養護者に対する支援として、保健、医療、福祉等の関係機関が高齢者・障害者虐待の早期発見及び対応並びに発生防止の体制づくりを目的に、高齢者・障害者虐待防止連絡協議会及び支援活動を行う実務担当者会議を設置している。

1 1 障害者差別解消法

法において「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を差別としている。市では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する東海市職員対応要領」を定め、市の事務又は事業の実施に当たり、市職員（非常勤職員を含む。）が適切に対応することとしている。

1 2 災害時避難行動要支援者制度

災害時において、避難所などに避難する際に、支援が必要な方のために、あらかじめ避難計画を作成し、災害時の避難に役立てるもの。計画は本人の同意に基づき、町内会、自治会や民生委員などの避難支援者へ情報提供を行い、災害時の迅速な避難の確保に役立てる。

<名簿登載対象者>

- (1) 身体障害者
身体障害者手帳の個別等級が、視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由（上肢・下肢）1～2級、肢体不自由（体幹）1～3級、内部障害（呼吸器）1級
 - (2) 知的障害者
療育手帳の判定が、1級
 - (3) 精神障害者
精神保健福祉手帳の等級が、1級
 - (4) 要介護高齢者
介護保険の認定区分が、要介護3～5
 - (5) 難病患者
難病法に規定する支給認定を受けた方で、障害福祉サービスを利用している方
 - (6) 避難支援関係者が避難行動要支援者と判断した場合
 - (7) 要配慮者本人が支援を申し出た場合
- ※施設等に入所している方は除く。

1 3 生活困窮者自立相談支援事業

就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う。

生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し、生活困窮者住居確保給付金を支給する。

1 4 重層的支援体制整備事業

既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。

第2次東海市地域包括ケア推進計画に本事業も位置づけられており、社会福祉課、女性・子ども課（子育て総合支援センター含む）、高齢者支援課、健康推進課で事業を実施し、住民とともに、関係各課と協議する部会や庁内連携会議を実施している。

15 高齢者支援

☆ 高齢化率の状況

市	愛知県	国
22.7% (65歳以上 25,827人／全人口 113,572人) (令和5年4月1日現在)	25.6%	29.0%
	(令和4年10月1日現在)	

※国の数値は総務省統計局人口推計（推計値）より

☆ 高齢者支援ネットワークセンター

内 容 ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、認知症への対応や高齢者虐待の防止などの諸課題に対応するため、市関係課をはじめ民生委員、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会、知多北部広域連合などの関係機関と連携し、高齢者の安心・安全な生活を総合的に支援する。

構 成 員 センター長、高齢者あんしん見守り相談員、看護師、社会福祉士、地域包括ケアシステム推進員（保健師）

☆ 地域支えあい体制づくり事業

内 容 ひとり暮らしや高齢者のみの世帯などの日常の小さな困り事などに対応する仕組みとして、地区組織や地域資源を活用し、地域ネットワークを推進する市民主体の支えあい活動団体の立ち上げや、活動の活性化を支援する。

・地域支えあい活動登録団体に対する交付金の支給

登録団体 26団体（令和5年4月1日現在）

☆ 地域包括ケアシステム推進事業

内 容 地域包括ケア推進会議を設置し、その下に医療と介護の連携部会、認知症部会、介護予防部会、相談支援体制部会、地域づくり部会の5テーマで部会を設置するとともに、生活支援体制整備等協議会、地域包括ケア会議(100人会議)を実施し、地域包括システム構築に向けた具体的な検討を行う。

☆ 通所型介護予防事業

内 容 介護保険法における要支援者及び基本チェックリスト該当者に対し、介護予防事業を実施する。短期集中サービス(集団)事業、短期集中サービス(個別)事業

実施事業所 接骨院7か所 市内事業所2か所（令和5年4月1日現在）

☆ 高齢者あんしん見守り登録事業

内 容 高齢者のあんしん見守り登録をすることにより、高齢者が住み慣れたまちで安心・安全に自立した生活をするための支援をする。

・高齢者あんしん見守り相談員による定期的な訪問、安否確認電話等のサービスを提供

対 象 者 65歳以上のひとり暮らし高齢者。なお、同居者がいる場合でもその同居者が要介護者等であれば対象

登 録 者 819人（令和5年4月1日現在）

☆ 配食サービス運営事業

内 容 定期的に訪問して昼食又は夕食を提供し、その際に安否確認をする配食サービスを行い健康増進を図る。

・事業の利用回数は、利用者1人当たり1日2食まで。ただし、市の補助は1日1食まで。

利 用 料 市民税非課税で、かつ利用者本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の場合、本人負担額300円、それ以外は本人負担額480円

対 象 者 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、介護保険法による要支援以上の者又は事業対象者

- ☆ あんしん電話事業
 内 容 ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を設置し、緊急時の対応だけでなく、健康や生活に関する相談等の連絡も受託事業者のコールセンターに入るようにし、高齢者の安心・安全な生活を支援する。
 利 用 数 496 台（令和 5 年 3 月 31 日現在）
- ☆ 要介護高齢者援護扶助費支給
 内 容 65 歳以上で介護保険法による要介護 3 以上の在宅の者で、前年の所得が 210 万円以下の者に対し、援護扶助費を支給し福祉の増進を図る。ただし、1 月～5 月分については、前々年の所得で審査する。
 支 給 額 所得税課税者 3,100 円／月
 " 非課税者 7,250 円／月
- ☆ 安否確認電話事業
 内 容 高齢者あんしん見守り登録者等に対し、定期的に電話をすることにより、独居生活の精神的な不安を解消するとともに事故を未然に防止する。
 対 象 者 高齢者あんしん見守り登録者
- ☆ 家具転倒防止対策事業
 内 容 寝室の洋服ダンス等のうち 2 棹までの家具に転倒防止器具を取付けることにより、地震災害時における家具の転倒による事故防止を図り、ひとり暮らし高齢者が安心して生活できる環境を整備する。
 ・転倒防止器具は 1 世帯 4 個までとし、事業を利用することができる回数は、1 世帯 1 回とする。
 対 象 者 65 歳以上のひとり暮らし高齢者又はあんしん見守り登録者
 利 用 料 無料
- ☆ シニアクラブ補助金交付
 内 容 シニアクラブの活動事業に対し、補助金を交付することにより、その事業の促進を図り、高齢者福祉の増進に寄与するもの。
 クラ ブ 数 112 クラブ
 会 員 数 5,051 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）
 補 助 額 シニアクラブごとに会員数に応じて補助
 ・45 人以下 1 人当たり年額 1,100 円
 ・46 人以上 年額 75,600 円（50 人以上の場合は 5 人増すごとに 1,300 円を加算）
- ☆ シルバー人材センター
 内 容 定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。
 会 員 数 561 人（令和 5 年 3 月 31 日現在）
 就 業 件 数 3,990 件（令和 4 年度）
- ☆ 寝具クリーニングサービス事業
 内 容 要介護高齢者に対し、1 回につき掛・敷布団各 1 枚、毛布 2 枚以内とし、年 4 回以内の寝具クリーニングサービスを行うことにより、福祉の増進を図る。ただし、市民税非課税世帯に属する者は、年 12 回以内とする。
 対 象 者 65 歳以上で介護保険法による要介護 4 又は要介護 5 の者

- ☆ 家庭介護用品購入券交付事業
- 内 容 在宅において重度要介護高齢者等を介護する家庭に対し、紙おむつなどが購入できる介護用品購入券を交付することにより、在宅介護者の経済的負担の軽減を図る。
交付額 75,000 円以内／年（1 か月目 9,000 円、2 か月目以降 6,000 円）
- 対 象 者 介護保険法による要介護 4 又は要介護 5 の高齢者等を同一世帯で介護している者で、かつ市民税非課税世帯の者
- ☆ 敬老祝金支給事業
- 内 容 多年にわたり社会の進展に貢献された高齢者に対し、敬老祝金を贈り長寿を祝う。
- 対 象 者
- | | |
|---------|------------|
| 88 歳 | 10,000 円／人 |
| 99 歳 | 30,000 円／人 |
| 100 歳以上 | 50,000 円／人 |
- ☆ 福祉タクシー等料金助成事業
- 内 容 要介護高齢者の福祉タクシー等の利用に対し、その料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び要介護高齢者の社会参加の促進を図る。
- ・初乗り料金分の助成券を年間 24 枚支給する。
 - ・要介護 3 以上は福祉タクシーとリフト付福祉タクシーの選択制。
 - ・要介護 1 又は要介護 2 は福祉タクシーのみ。
- 対 象 者 65 歳以上で介護保険法による要介護 1 以上の者
- ☆ 要介護高齢者等住宅改造費補助事業
- 内 容 要支援者又は要介護者が、段差の解消など住宅の環境整備や改造を行う場合に、介護保険の住宅改修の利用限度額を上回った額を補助することにより、在宅介護の経済的負担の軽減を図る。
- 対 象 者 介護保険法による要支援以上の者
- 補 助 額
- | | |
|----------|-------------|
| 市民税課税世帯 | 100,000 円以内 |
| 市民税非課税世帯 | 400,000 円以内 |
- ☆ 要介護高齢者等訪問歯科健診事業
- 内 容 在宅要介護者等の要介護状態が悪化するのを予防し、健康的な生活を支援するため、訪問歯科健診を実施する。
- 対 象 者 65 歳以上で介護保険法による要介護 3 以上の在宅の者及びその主たる介護者 1 人
- ☆ 行方不明高齢者家族支援サービス事業
- 内 容 認知症高齢者が行方不明になった場合に、位置情報システムを活用して、その居場所を特定し、その場所にガードマンがかけつけ、事故防止を図るなど家族が安心して介護できる環境整備を図る。
- 対 象 者 65 歳以上で介護保険法による要支援以上の者又はこれに相当すると判断された行方不明になるおそれのある認知症高齢者等を在宅介護している家族
- ☆ 磁石式入れ歯固定装置装着費助成事業
- 内 容 入れ歯の固定のため、磁石式固定装置を装着した高齢者に対し、当該装着に係る経費の一部を助成する。
- 対 象 者 65 歳以上の者
- 助 成 額 ただし、市税を滞納していないことを確認するための、納付状況確認同意書が必要。
上顎及び下顎につき各 10,000 円（年 1 回）
- ☆ ひとり暮らし高齢者等訪問援助事業
- 内 容 日常生活を営む上で援助が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、訪問援助員を派遣し家事に関する世話をを行うことにより、これらの者の生活の安定に寄与する。
- 対 象 者 65 歳以上で介護保険法による要介護又は要支援認定に至らない者で、かつ住民税非課税世帯の者

- ☆ 老人短期入所運営事業
 - 内 容 家族に代わって高齢者を一時的に養護することにより、高齢者及びその家庭の福祉の増進を図る。
 - 対 象 者 おおむね 65 歳以上の者で、介護保険法による要介護又は要支援認定に至らない者で、かつ軽易な生活習慣等の援助を必要とする者

- ☆ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業
 - 内 容 高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導、相談、安否確認等のサービスを提供することにより、生活支援を行う。
 - 対 象 者 県営上野住宅、県営清水住宅又はシティ高横須賀のシルバーハウジングに居住する者

- ☆ 高齢者循環バス利用促進事業
 - 内 容 高齢者の積極的な外出を促し、健康寿命の延伸等を図るため、降車時に特別乗車証（専用カード）を提示した 75 歳以上の高齢者の循環バス乗車運賃を無料とする。
 - 対 象 者 75 歳以上の者

- ☆ 認知症高齢者等見守りネットワーク事業
 - 内 容 認知症により行方不明となった高齢者等の捜索体制の構築し、当該高齢者等への個人賠償責任保険による支援や連絡先等の情報を印字したシールを配布することで行方不明者の早期発見を促し、本人及び介護をする家族の負担を軽減する。
 - 対 象 者 65 歳以上で認知症またはその疑いのある者、65 歳未満で若年性認知症またはその疑いがある者

- ☆ 認知症総合相談事業
 - 内 容 ケアラーズカフェ日向家（まなぶん横須賀 2 階）において、誰でも利用できる常設の憩いの場を設ける。また、認知症介護相談や各種イベントも開催する。
 - 受 付 時 間 毎週火曜日から土曜日（年末年始、祝祭日、お盆を除く）
午前 10 時 30 分から午後 3 時
 - 対 象 者 認知症の方やその家族及び一般市民

- ☆ 新型コロナウイルス感染症予防接種高齢者移送事業
 - 内 容 集団接種会場までの移動手段を有しない高齢者に対し、タクシーを活用した移送支援をすることにより、接種率の向上を目指すもの。
 - 対 象 者 市内集団接種会場まで行くことが困難な 65 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯、もしくはそれに準ずる者

- ☆ 高齢者熱中症対策空調機設置費補助事業
 - 内 容 熱中症予防のため非課税高齢者世帯のうち、空調機を未設置の世帯に対し、設置費を補助するもの。
 - 対 象 者 65 歳以上のみの世帯のうち、市町村民税非課税世帯

- ☆ 高齢者スマートフォン活用支援講習会開催事業
 - 内 容 社会全体のデジタル化が進む中、スマートフォンの操作や利用に不安を持つ高齢者に講習会を開催することにより、市の事業への参加申し込みや行政手続きができるようになり、日常生活を営む上で、防犯・防災、介護予防や健康づくりの意識の高揚を図るもの。
 - 対 象 者 65 歳以上の市内在住者

☆ 高齢者とうかい健康チャレンジ促進事業

- 内 容 高齢者が自身の健康づくりとともに、地域での居場所や活躍の場を見つけ、生きがいや役割を持って生活できるように、愛知県のアプリである「あいち健康プラス」を活用して、健康づくりと介護予防への取り組みに参加するきっかけづくりとする。
- 対 象 者 市内に住民票があり、今年度中に 65 歳以上となる高齢者

16 敬老の家及び健康交流の家

(令和5年4月1日現在 22館)

施設名	所在地	構造	面積 (㎡)	開所 年月
名和東	名和町南三宅山45-1	コンクリートブロック 鉄筋コンクリート造平屋建	53.49	S47.4
下名和	名和町岡前40-1	鉄筋コンクリート造平屋建	50.40	S56.12
上野ヶ丘	名和町平松5-17	コンクリートブロック 鉄筋コンクリート造平屋建	60.95	S50.10
渡内	荒尾町細高根1-4	木造平屋建	116.03	S52.12
明倫	荒尾町下り松1-11	鉄筋コンクリート造平屋建	50.40	S56.4
平洲	荒尾町熊ノ山5	木造平屋建	66.42	S49.3
富貴ノ台	富貴ノ台一丁目109-1	木造平屋建	98.82	H10.3
富木島	富木島町向イ55	コンクリートブロック 鉄筋コンクリート造平屋建	52.81	S47.9
大田	大田町東畑117-7	コンクリートブロック 鉄筋コンクリート造平屋建	50.77	S48.10
木田	大田町樹木8-1	鉄筋コンクリート造2階建 (1階のみ)	67.34	S52.12
高横須賀	高横須賀町塩田5-1	木造平屋建	68.44	S47.9
横須賀	元浜町10	木造平屋建	65.20	S47.4
中ノ池	中ノ池二丁目21-13	木造平屋建	82.22	H2.9
加木屋	加木屋町唐畑38-1	木造平屋建	68.45	S51.12
三ツ池	加木屋町鎌吉良根1-45	鉄筋コンクリート造平屋建	50.40	S58.3
大堀	加木屋町東大堀31-7	鉄筋コンクリート造平屋建	50.40	S58.12
加木屋南	加木屋町泡池10-2	木造平屋建	82.21	S49.10
加木屋南第二	加木屋町南鹿持1-38	木造平屋建	99.27	H10.3
千鳥 健康交流の家	名和町一番割中59-2	鉄骨造5階建 (1・2階のみ)	264.89	H27.4
上野台 健康交流の家	富木島町大清水1-138	木造平屋建	171.48	H24.4
養父 健康交流の家	養父町宮山17-1	鉄骨造3階建 (1・2階の一部のみ)	146.17	H30.4
大池 健康交流の家	加木屋町北鹿持4-3	木造2階建	195.04	H25.4

17 健康推進

① 健康増進事業

☆ 第2次東海市健康増進計画「いきいき元気推進プラン」

テーマ「めざせ 健康寿命日本一」

キャッチフレーズ ～いきいき元気なひと・つながり・まちづくり～

計画期間：平成26年度～令和6年度の11年間

社会全体で健康づくりを支援する仕組みを構築し、「生きがいがあり健康なまち東海市」の実現を目指す

(1) 健康づくり推進会議

内 容 関係団体等が集まり、第2次東海市健康増進計画の評価及び、今後の推進方策について検討する。

回 数 年3回

(2) 食生活改善推進事業

(令和4年度)

食生活改善推進員教育		地 区 組 織 活 動	
教 育 修 了 者 数	12 人	東海市健康づくり食生活改善協議会加入者数	53 人
食生活改善推進員延数	816 人		
教育時間：40時間以上 [内容] ・健康づくり総論 ・栄養、運動、休養のバランス ・食生活プランの立て方 ・調理の理論と実習等		[内容] 地域健康・食育料理教室、旬の食材の食育講座、放課後子ども教室おやつづくり、働き世代への食育講話、保健事業への協力、とまと記念館での活動等	

(3) 受動喫煙防止対策

- ・改正健康増進法により、令和元年7月から原則敷地内禁煙（屋内全面禁煙）が実施された。
- ・「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の取り組みとして、メディアス FM 放送、広報で禁煙について情報提供

(4) 9020・8020表彰

9020表彰者 34人

8020表彰者 175人

☆ いきいき元気推進事業

平成26年3月に策定した「第2次東海市健康増進計画」に基づき、「めざせ 健康寿命日本一」を目指して各種・各課の事業連携を図り、市民が主体的に健康づくりできる環境整備を進めている。

(1) 健康応援情報提供「運動・食生活応援メニュー」の実施（平成23年10月1日から開始）

判定場所	提供人数（令和4年度）
しあわせ村トレーニング室	188 人
体育館トレーニング室	25
健康推進課	739
出張判定	141
連携企業・医療機関	2
合計	1,095

- (2) 健康応援ステーション事業の実施（令和5年4月1日現在）
 食生活ステーション 市内30店舗
 運動ステーション 市内6施設
 メディカルステーション 医療機関・歯科医療機関・薬局
- (3) ウォーキングペース体感ゾーンの設置
 大池公園、聚楽園公園、加家公園、平地公園、上野台公園、元浜公園、加木屋南公園、公家緑道、加家緑道、大堀緑道
- (4) いきいき元気クッキング（令和4年度）
 内 容 健康応援情報提供「運動・食生活応援メニュー」の判定と「いきいき元気メニュー」を実際に調理する教室を開催
 対 象 者 健康づくりに興味がある市民
 実施回数 6回 延べ56人
- (5) 企業支援（令和4年度）
 会社の健康度評価・いきいき元気キャンペーン事業
 「働く世代（壮年期層）」への取り組みとして、市内に事業所を持つ企業を対象とした健康づくり事業を展開することで、会社の健康意識と合わせ、社員（個人）の健康意識の向上を図る。会社の健康度評価、健康づくり出前講座、いきいき元気キャンペーンを実施。
- (6) とうかい健康チャレンジ（令和4年度）
 健康づくりを始めるためのきっかけとして、県が開発したスマートフォンアプリを活用し、運動や食生活、健（検）診受診等の健康づくりの取り組みを支援する
 とうかい健康チャレンジマイレージ利用者 1,100人

☆ トマト de 健康プロジェクト事業（平成26年度～）

平成26年4月10日に締結した包括協定に基づき、市とカゴメ株式会社が連携し、トマトをとおして市民一人ひとりの健康づくり及び地域の活性化に資する事業を実施している。

- (1) トマト給食・トマト新聞
 毎月10日の保育園・小中学校給食にトマトを使用した献立を提供。合わせて「トマト新聞」を発行して、トマトの効能やレシピを情報提供している。
- (2) トマト de 健康フェスティバル（平成27年度～）
 内 容 健康応援ステーションを中心とした飲食店やスイーツ店にトマトを使った期間限定のオリジナルメニューを開発してもらいスタンプラリーを実施。
 実施期間 7月1日～8月31日

(3) 食の活動拠点施設（とまと記念館）運営事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
メイン料理提供食数	2,506食	3,197食	3,856食

- (4) トマト苗の配布・トマトに関する地域・小学校での食育推進（令和4年度分）
 内 容 地域や小学校へトマト苗（凜々子（りりこ））を配布し、「育て、収穫し、調理する」といった活動をとおした食育活動を推進。収穫したトマトを使った料理教室の開催。小学校で本市における出前講座を開催。
 小学校での出前授業 実施校数 1校
 苗の配布数 2,208本（地域960本、小中学校1,248本）
 地域での料理教室 3回

② 健康増進法による保健事業（令和4年度）

☆ 健康診査

実施回数	集団検診：子宮頸がん検診 5回	胃がん検診 4回
実施期間	各種がん検診 6～2月	
	肝炎ウイルス検診 6～10月	
	歯周病検診 6～2月	
	フレッシュ健診 6～10月、2月	
	フレッシュ歯周病検診 6～2月	

項目	対象	対象者数	受診者数	受診率
子宮頸がん	20歳以上の女性	43,865人	集団 266人	9.5%
			個別 3,205	
			妊婦健診 714	
乳がん	30歳以上の女性	38,158	4,159	10.9
肺がん	35歳以上の者	70,533	9,378	13.3
		-	喀痰 136	-
胃がん	40歳以上の者	63,050	集団 214	3.2
			個別 1,806	
胃がんリスク検診	41・46・51・56・61・66歳の者	8,465	528	6.2
大腸がん	40歳以上の者	63,050	7,667	12.2
前立腺がん	50歳以上の男性	22,413	3,609	16.1
肝炎ウイルス検診	40歳の者	1,548	142	9.2
	過去の未受診者のうち希望する者	-	35	-
歯周病検診	40・45・50・55・60・65・70歳の者	9,785	1,227	12.5
フレッシュ健診	16～39歳の者	2,820	416	14.8
フレッシュ歯周病検診	20・25・30・35歳の者	5,497	409	7.4

☆ 健康教育・相談等

事業	対象	内容	実施回数	交付・延人数
健康教育	40歳以上の者	生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図る。	51回	979人
健康相談		心身の健康に関する個別の相談に応じた指導、助言を行う。	34回	474人
訪問指導		療養上の保健指導が必要な者及び家族等に対して、家庭を訪問し保健指導を行う。	実人数9人	18人

③ 訪問型介護予防事業

内 容 要支援者及び基本チェックリスト該当者（事業対象者）に3～6か月の期間、保健師、栄養士、歯科衛生士が家庭訪問を実施し、必要な保健指導を行い、要介護状態に陥ることを防ぐ。

訪問実人数 運動機能向上4人、栄養改善5人、口腔機能向上16人、計25人（重複あり）
 延べ人数 運動機能の向上8人、栄養改善14人、口腔機能の向上84人 計106人

④ 一般介護予防事業

☆ 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する教室や講演会を開催し、介護予防活動の普及啓発を行う。

(1) コグニウォーキング講座

内 容 認知症予防及び運動機能低下予防のためのウォーキングや認知トレーニングを組み合わせた実践講座

・ 4回1コースを4会場で実施 実参加者数 75名

(2) 介護予防啓発研修会

内 容 フレイル予防に関する講演や市の介護予防の現状や地域で活躍する高齢者の紹介を実施した。参加者数 74名

☆ 地域介護予防活動支援事業

(1) 専門職の派遣

内 容 住民主体の活動支援の一環として、専門職を派遣する。

・保健師 30回 ・歯科衛生士 31回 ・管理栄養士 29回 ・音楽療法士 10回

(2) リハビリ専門職派遣事業

内 容 主に短期集中サービス利用者に対し、リハビリ専門職が自宅に訪問し、対象者の動機付けや、高齢者相談支援センターのアセスメント支援を行う。

・理学療法士 派遣回数 23回

(3) 脳トレいきいき百歳応援事業

内 容 新しく脳トレいきいき百歳体操を行う住民主体の継続的な活動を支援する。

・登録団体数 36団体

(4) 人生これから大学（社会福祉協議会と共催）

内 容 地域活動に関する講座を実施し、地域活動の担い手を育成する。

・参加人数 31名

☆ 後期高齢者低栄養予防事業

(1) 栄養パトロール

令和3年度の健診結果で低栄養のリスクがある方へアンケートを送付し、生活・身体状況・栄養評価を実施し、低栄養のおそれがある方へ、管理栄養士等が5か月間支援し、要介護状態に陥ることを防ぐ。

アンケート送付 69名 アンケート訪問回収 51名

栄養士の支援「栄養パトロール」実施者 16名

(2) 口腔フレイル個別訪問

令和3年度の健診の食事の状況の問診で口腔機能低下のおそれがある方へアンケートを送付し、かかりつけ歯科医がいない方、食事に不自由がある方に健口体操と受診を勧奨した。

アンケート送付名和・富木島地区の223名 アンケート訪問回収133名 事前拒否他107名

医療や介護サービスに繋いだもの3名

(3) 身体フレイル個別訪問

ア 令和3年度の健康診断における高齢者質問票から身体フレイルのリスクがある方へアンケートを送付し、啓発や個別支援を行うもの。

アンケート送付 31名 返却訪問 27名

医療や介護サービスに繋いだもの 5名

イ 令和3年度の健診未受診者（横須賀小学校区）308人へ基本チェックリストを送付し、フレイルのおそれがある者を抽出し、個別支援を行うもの。

支援対象者 37名

医療や介護サービスに繋いだもの 5名

(4) 健康状態不明者個別訪問

令和3年度中に医療レセプトなし、健康診断無受診かつ介護保険未利用者の76歳以上の高齢者に対し、個別訪問により健康状態を把握し、必要な医療・介護サービスに繋げるもの。

対象者数 58名 訪問実施者 57名

医療や介護サービスに繋いだもの 12名

⑤ 母子保健

☆ 健康診査及び講習会等

(令和4年度)

区 分	対 象	対 象 者	受 診 者 受 講 者	受診・受講率	
乳 児 健 診	4 か 月 児	905 人	876 人	96.8%	
1 歳 6 か 月 児 健 診	1 歳 7 か 月 児	951	911	95.8	
3 歳 児 健 診	3 歳 1 か 月 児	992	855	86.2	
すこやか健診	経過観察児	-	52	-	
相 談	育児・妊婦相談	市 民	-	162	-
	経過観察児相談	経過観察児	-	781	-
	発達相談検査	市 民	-	71	-
	そ の 他	市 民	-	1022	-
教 室	離乳食講習会	市 民	-	319	-
	母 親 教 室	初 妊 婦	408	175	42.9
	両 親 学 級	妊 婦 ・ 夫	-	204	-
発 達 支 援 事 業	市 民	-	104	-	
は・ハ・歯の教室	2歳6か月児	936	383	40.9	
産 婦 歯 科 健 診	産 婦	-	151	-	
お口と体の健康イベント	市 民	-	248	-	
休 日 歯 科 健 診	市 民	-	102	-	
2 歳 児 す く す く 教 室	2 歳 児	900	818	90.9	
歯みが き指導	児 童 館	未 就 園 児	-	152	-
	保 育 園 等	園 児	-	1,464	-
	小 学 校	児 童	-	1,284	-
フッ化 物洗口	保 育 園 等	年 長 児	745 ※1	737	98.9
	小 学 校	小 学 生	1,748 ※2	1,727	98.8

(注)新型コロナウイルス感染症対策のため一部事業制限したもの。

1 両親学級 5月、7月の2回は、対象者を妊婦に制限

※1 保育園等20施設が実施

※2 4校のみ実施

☆ 妊産婦総合相談事業

区 分	対 象	利用者
母子健康手帳交付	市 民	923 人
ベビーサロン(村)	市 民	延 528
ベビーサロン(富木島)	市 民	延 62
子育てサポーター訪問	市 民	7
産後ケア(宿泊・日帰り)	市 民	延 26

☆ 訪問指導（母子保健法に基づくもの）

内 容 妊産婦及び乳幼児の家庭を訪問して、保健指導を行う。

訪問状況 妊産婦 延べ950人、新生児 延べ19人、未熟児 延べ33人、
乳児（新生児を除く） 延べ905人、幼児 延べ934人、
その他 19人 計 2,860人

☆ 妊産婦乳児健康診査

区 分	受 診 者
妊婦健診 1回目（梅毒検査含む。）	925 人
子宮がん検診	890
妊婦健診 2回目	891
妊婦健診 3回目	902
妊婦健診 4回目	911
妊婦健診 5回目	853
妊婦健診 6回目	853
妊婦健診 7回目	811
妊婦健診 8回目	874
妊婦健診 9回目	778
妊婦健診 10回目	785
妊婦健診 11回目	685
妊婦健診 12回目	750
妊婦健診 13回目	535
妊婦健診 14回目	329
妊婦健診 多胎用	1
クラミジア単独	11
産婦健診 1・2回目	1,566
乳児健診 1・2回目	1,622
新生児聴覚検査	772

(注) 1 産婦健診は、平成19年4月から開始

2 新生児聴覚検査は令和元年6月から開始

3 受診者数は、令和4年2月から令和5年1月健診分

☆ 妊産婦・乳児健康診査費補助

平成19年4月から、県外の医療機関で受診した場合の費用の補助を開始

(1) 補助額 市が県内の医療機関と契約している単価を限度として健康診査に必要な金額

(2) 実績

年度	妊婦 1～2 回目	妊婦 3～7 回目	妊婦 8～14 回目	産婦 1回目	産婦 2回目	乳児 1回目	乳児 2回目	新生児 聴覚検 査	計
令和4年度	12件	109件	435件	60件	86件	75件	0件	83件	860件

(注) 子宮頸がん検診の補助4件を含む総計は、864件である。

⑥ 保健予防

☆ 予防接種状況

(令和4年度)

予 防 接 種 名			被接種者数	接種率	接 種 対 象 者 接 種 対 象 者 数
ヒ ブ	初回	1回目	894人	99.2%	生後2月～60月 901人
		2回目	873	96.9	
3回目		882	97.9		
	追加		867	95.4	初回接種終了後、7月以上あけた生後60月までの者 909人
小児用肺炎球菌	初回	1回目	891	98.9	生後2月～60月 901人
		2回目	872	96.8	
		3回目	884	98.1	
	追加		866	95.3	初回接種終了後、60日以上あけ、生後12月以降で生後60月までの者 909人
ロタウイルス	1回目	875	97.1	ロタリックスは、出生6週0日後から出生24週0日後までの者 ロタテックは、出生6週0日後から出生32週0日後までの者 901人	
	2回目	847	94.0		
	3回目	245	27.2		
B型肝炎	1回目	892	99.0	1歳に至るまで 901人	
	2回目	873	96.9		
	3回目	900	99.9		
急性灰 白髄炎 (不活化ポリオ)	1期 初回	1回目	0	0.0	生後3月～90月 909人
		2回目	0	0.0	
3回目		0	0.0		
	1期追加		0	0.0	1期初回接種終了後6月以上あけた生後90月までの者 909人
日本脳炎	-		4,830	119.3	生後36月～90月 小学校4年生、特例対象者 4,050人
四種混合 〔ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ〕	1期 初回	1回目	885	98.2	生後3月～90月 901人
		2回目	889	98.7	
3回目		911	101.1		
	1期追加		851	93.6	1期初回接種終了後6月以上あけた生後90月までの者 909人
三種混合 〔ジフテリア 百日せき 破傷風〕	1期 初回	1回目	0	0.0	生後3月～90月
		2回目	0	0.0	
3回目		0	0.0		
	1期追加		0	0.0	1期初回接種終了後6月以上あけた生後90月までの者
二種混合 〔ジフテリア 破傷風〕	2期		983	78.0	小学校6年生 1,261人
麻しん風しん混合			897	94.9	生後12月～24月 945人
麻しん単独		1期	0	0.0	
風しん単独			0	0.0	
麻しん風しん混合			1,036	95.6	小学校就学前の1年間（保育園・幼稚園の年長児） 1,084人
麻しん単独		2期	0	0.0	
風しん単独			0	0.0	

予 防 接 種 名		被接種者数	接種率	接 種 対 象 者 接 種 対 象 者 数
高齢者インフルエンザ		15,986 人	61.9%	満 65 歳以上及び満 60 歳以上で 心臓、腎臓、呼吸器の機能障害で 日常生活が極度に制限される者 25,827 人
B C G	法に基づく接種	917	101.8	生後 12 月に達するまでの者 901 人
	法に基づかない 接種	0	0.0	
子宮頸がん	1 回目	165	28.6	12 歳になる年度から 16 歳になる年 度末までの者 580 人
	2 回目	195	33.6	
	3 回目	146	25.2	
子宮頸がん (キャッチ アップ接種)	1 回目	270	6.2	平成 9 年 4 月 2 日から高校 2 年生相 当になる年度生まれの女性のうち 未接種者 4,371 人
	2 回目	257	5.9	
	3 回目	206	4.7	
水痘	1 回目	894	98.3	1 歳から 3 歳未満 909 人
	2 回目	817	89.9	
風しんの 第 5 期	抗体検査 予防接種	390 63	0.6	昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性のうち未受診 者 9,833 人

- (注) 1 日本脳炎は、平成 17 年 5 月 30 日厚生労働省から日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨を差し控えるよう勧告があり、平成 22 年 4 月 1 日から再開した。未接種者の救済のため、対象者を平成 7 年 4 月 2 日生以降に拡大した。
- 2 平成 18 年 4 月 1 日から、BCG 予防接種で医学的理由により生後 6 月に達するまでに接種が不相当であると判断された者について、生後 6 月から生後 1 歳に達するまでに接種する場合は、東海市が実施する法定外予防接種として公費負担で接種できることとなった。
- 3 平成 20 年 4 月 1 日から麻しん又は風しんの予防接種に際して、いずれかにすでに罹患していれば、罹患していない方の単独ワクチンを用いても、麻しん風しん混合ワクチンを使用してもよい。
- 4 平成 24 年 8 月 31 日をもって、生ポリオワクチンの定期予防接種が終了となった。
- 5 平成 24 年 9 月 1 日から、不活化ポリオ予防接種が定期予防接種となった。
- 6 平成 24 年 11 月 1 日から、四種混合予防接種が定期予防接種となった。
- 7 平成 25 年 4 月 1 日から、ヒブ及び小児用肺炎球菌及び子宮頸がん予防接種が定期予防接種となった。
- 8 平成 25 年 6 月 14 日厚生労働省から子宮頸がん予防接種の積極的勧奨の差し控えの勧告があり、接種者数の減となった。
- 9 平成 26 年 10 月 1 日から、水痘予防接種が定期予防接種となった。経過措置として 26 年度のみ 3 歳～就学前までの者を定期対象者とあわせて公費負担を実施した。
- 10 平成 26 年度から、三種混合予防接種は、四種混合予防接種が不可能な場合のみ実施となった。
- 11 平成 28 年 10 月 1 日から、B 型肝炎予防接種が定期予防接種となった。
- 12 平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで、風しんの定期接種の機会が無かった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性を対象に風しんの抗体検査を実施し、十分な抗体がない者に対し予防接種を実施。令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、延長実施することとなった。(風しんの第 5 期)
- 13 令和 2 年 10 月 1 日から、ロタウイルス予防接種が定期予防接種となった。
- 14 令和 3 年 11 月 14 日厚生労働省から子宮頸がん予防接種の積極的勧奨が再開となった。
- 15 令和 4 年 4 月 1 日から子宮頸がん予防接種の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した女性を対象にキャッチアップ接種を開始した。(令和 4 年度から令和 6 年度まで実施。)

☆ 市外予防接種費補助

平成 19 年 4 月から、市外の医療機関で接種する場合の費用の補助を開始。

平成 26 年 4 月から、愛知県広域予防接種を開始。県外の医療機関等で接種の場合は従来通り費用の補助を継続。

補助額 市が市内の委託医療機関と契約している単価を限度として接種に必要な金額
実績

年度	愛知県広域予防接種	県外接種の補助	
		子どもの予防接種	高齢者インフルエンザ
令和 4 年度	2,641 件	166 件	43 件

☆ 肺炎球菌ワクチン予防接種

平成 20 年 11 月から平成 26 年 9 月まで、満 70 歳以上の者（認定申請日現在）で、市税を滞納していない者に対して、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種費補助事業を実施。

予防接種法の改正により平成 26 年 10 月から定期予防接種になった。

内 容 高齢者が重症化しやすい肺炎を予防するため、その主な原因となる肺炎球菌の予防接種費用の一部を助成し、高齢者の健康の保持増進を図る

対 象 者 ア 予防接種法の対象者：65、70、75、80、85、90、95、100 歳となる者、60 歳以上
65 歳未満の厚生労働省で定める障害のある者

イ 東海市任意接種対象者：アに該当しない 66 歳以上の者

自己負担額 1,100 円

実績

年 度	件 数
平成27年 4 月～平成28年 3 月	1,195 人
平成28年 4 月～平成29年 3 月	1,115
平成29年 4 月～平成30年 3 月	912
平成30年 4 月～平成31年 3 月	596
平成31年 4 月～令和 2 年 3 月	387
令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月	462
令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月	175
令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月	192

☆ 中学生・高校生等インフルエンザ予防接種費補助

内 容 平成 29 年 10 月から、進学、就職等人生の大切な節目を迎える中学 3 年生、高校 3 年生等の者が受ける場合の費用を補助する。

限度額 5,290 円

実績 668 件

☆ おたふくかぜ予防接種費用の一部助成

内 容 令和 4 年 4 月から、1 歳及び 2 歳児の未接種者を対象に費用を助成する。
なお、令和 4 年度のみ 2 歳となる年度末までの未接種児を対象とした。

限度額 2,000 円

実績 市内医療機関委託：878 件

市外接種補助：42 件

☆ 子宮頸がん予防接種の任意接種者に対する交付金の助成

内 容 令和 4 年 7 月から、積極的勧奨の差控えにより定期接種の機会を逃し、任意で子宮頸がん予防接種をした場合の費用を助成する。

補助額 交通費、宿泊費、書類の発行に要した費用等を除く任意接種に要した金額（上限 17,310 円）

令和 4 年度実績 48 件

☆ 結核予防事業

・結核健康診断（レントゲン撮影）

年度 \ 区分	受診者	撮影者	被発見者
令和2年度	10,101人	10,101人	0人
令和3年度	9,662	9,662	0
令和4年度	9,417	9,417	0

⑦ 健康被害予防事業

☆ 健康相談事業

全市民を対象に慢性閉塞性肺疾患に関する相談・指導を行う。また、アレルギーへの不安をなくすため、食物アレルギーの正しい知識普及のための講話を行う。

- (1) アレルギー予防相談 4回 12人
- (2) 後期離乳食講習会 12回 167組（内オンライン12回 22人）
- (3) 健康相談 24回 105人
- (4) アレルギー予防講座 2回 17組
- (5) 呼吸楽々ニュースレターの送付：10月に特定疾病のある385人へ普及啓発・相談事業の案内を通知。

☆ 健康診査事業

内 容 1歳6か月児健診受診者にアレルギー及びぜん息についての健康診査を行い、必要な乳幼児に対して指導を行う。

場所・回数 保健福祉センター・年36回

受診者数 延べ 911人

☆ 療養用具貸付事業

内 容 慢性閉塞性肺疾患（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びこれらの続発症）患者で在宅療養者に対し、療養用具を貸付ける。

貸付状況 吸入器 8台

⑧ 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

内 容 日常生活を営むのに支障がある小児慢性特定疾患児に日常生活用具を給付する。

対 象 者 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児

給付種目 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系・尿路系）人工鼻

給付状況 平成30年度 1件（人工鼻）、令和元年度 2件（人工鼻、電気式たん吸引器）、令和2年度 2件（人工鼻、特殊寝台）、令和3年度 3件（特殊寝台、特殊マット、人工鼻）、令和4年度 1件（人工鼻）

⑨ 特定健康診査及び特定保健指導

☆ 特定健康診査・後期高齢者健康診査（令和4年度）

実施期間 6月から10月、追加実施2月

実施方法 個別医療機関方式（市内医療機関に委託）

事業	対象	対象者	受診者	受診率
特定健康診査	40歳以上75歳の国民保険健康保険被保険者（年度末年齢）	14,282人	7,089人	49.6%
後期高齢者健康診査	75歳以上の後期高齢者医療制度被保険者	14,099	7,450	52.8
健康増進法による健康診査	40歳以上の生活保護受給者等無保険者	741	150	20.2

*検査項目にクレアチニン・尿酸を追加（平成25年度）

☆ 特定保健指導（令和4年度）

対象者 特定健康診査の結果により保健指導が必要である者

実施期間 7月から3月

実施方法 初回面接後、2週間後、1か月後、3か月後に個人面接

令和4年度特定保健指導対象者

	対象者数	初回面接者	継続支援者 (延)	評価面接者
全 体	731人	300人	56人	207人
積極的支援	157	49	56	26
動機付け支援	574	251	0	181

上記以外にフレッシュ健診による保健指導対象者40名うち12名に保健指導を実施

令和3年度特定保健指導最終結果（法定報告数値）

	対象者数	初回面接者	利用率	終了者	終了率
全 体	698人	297人	42.6%	270人	38.7%
積極的支援	154	44	28.6	31	20.1
動機付け支援	544	253	46.5	239	43.9

⑩ 糖尿病悪化予防事業

内 容 糖尿病に焦点をあて、正しい知識の普及啓発を図るとともに、かかりつけ医と連携し、保健指導を行い、病状の悪化の軽減を図る。

☆ 保健指導プログラム

対象者 令和3年度 特定健康診査受診者のうち、ヘモグロビンA1cが6.5%または、空腹時血糖が126mg/dl以上かつ尿蛋白が(±)以上の方(国保)ヘモグロビンA1cが7.0%かつ尿蛋白が(±)以上の方(後期)

内 容 参加者は、6カ月間の糖尿病予防保健指導プログラムに参加し、糖尿病性腎症の病態を学び、食生活や日常生活についての個別の保健指導を受ける。プログラム参加前から、かかりつけ医と連携し、腎機能検査の結果や保健指導の状況をかかりつけ医に報告し、情報を共有する。

参加者 国保10人、後期3人

☆ 保健指導プログラムフォロー相談

対象者 令和3年度 保健指導プログラムに参加した方

内 容 栄養士が面接を行い、継続支援を実施する。市内医療機関にて尿中微量アルブミン検査とeGFR値検査を実施し、検査結果はかかりつけ医へ報告するとともに、糖尿病性腎症のステージを確認し、経過データをとる。

参加者 14人

☆ 栄養なんでも相談

対 象 者 糖尿病をはじめ疾病について栄養指導を希望される方
内 容 栄養士が面接を行い、生活改善のサポートを行う。
参 加 者 10回 40人

☆ 受診勧奨

対 象 者 令和3年度特定健康診査を受診した方で、血圧、血糖に関して受診勧奨判定値以上であるにも関わらず医療機関未受診の方
内 容 受診勧奨の通知を郵送する。その後、3か月後に再度レセプトを確認し、未受診の方へは電話等で受診を促す。
勧奨者数 国保 血圧 244人 血糖 258人 (両方該当 11人)
後期 血糖 55人

⑪ 救急医療対策

☆ 急病人のための在宅医（東海市一次医療）

(令和4年度分)

実 施 日	日 数	従事医療機関数
日曜、祝日及び年末年始	71日	53

☆ 病院群輪番制運営事業実施病院（知多地域二次医療）

公立西知多総合病院（東海市）、小嶋病院（東海市）、常滑市民病院（常滑市）、市立半田病院（半田市）、石川病院（武豊町）、杉石病院（武豊町）、知多厚生病院（美浜町）、渡辺病院（美浜町）

令和4年度時間外救急患者入院件数 2,210件（公立西知多総合病院分）

☆ 救急医療情報システム

医療機関 2台
消防本部 消防端末機 1台 計3台

☆ 救急医療情報センター案内状況

(令和4年度分)

案内先	住民等	医療機関	消 防	警 察	そ の 他	計	割 合
愛 知 県	126,035件	279件	9件	21件	5件	126,349件	100.0%
東 海 市	1,920	5	0	2	0	1,927	1.53

18 しあわせ村

① 施設の概要

所在地 東海市荒尾町西廻間2-1
 開館年月日 平成9年4月1日
 指定管理者 アイコーサービス株式会社
 駐車場 しあわせ村駐車場 216台、第3駐車場 48台

☆ 保健福祉センター

構造 鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階建
 延床面積 6,374 m²
 施設内容 1階 デイサービスセンター、ボランティアルーム、福祉団体活動室
 2階 予診・健診室、歯科指導室、歯科健診室、保健指導室、講義室
 3階 健康増進室、調理実習室、視聴覚室、研修室、相談室、会議室、和室、おもちゃ図書館
 開館時間 午前9時～午後9時
 休館日 毎月第1・3土曜日、12月29日～翌年1月3日

☆ 利用状況

区 分		令和3年度	令和4年度
保 健 福 祉 セ ン タ ー	講 義 室	17,439人	17,727人
	調 理 実 習 室	2,301	3,937
	視 聴 覚 室	6,973	7,081
	健 康 増 進 室	6,560	6,461
	研 修 室	3,708	6,800
	和 室	2,749	3,134
	小 会 議 室	3,153	2,798
	第1会議室	0	0
	第2会議室	0	0
	第1・第2会議室	4,821	7,180
小 計	47,704	55,118	
区 分		令和3年度	令和4年度
健 康 ふ れ あ い 交 流 館	多 目 的 ホ ー ル	67,249人	18,168人
	集 会 室	7,535	7,862
	温 浴 室	48,951	68,783
	ト レ ー ニ ン グ 室	7,815	10,334
	小 計	130,527	103,405
嚶 鳴 庵		9,581	10,248
合 計		188,835	170,513

☆ 健康ふれあい交流館

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上2階建
 延床面積 6,120 m²
 施設内容 1階 温浴室、多目的ホール、展望ラウンジ
 2階 エントランスホール、トレーニング室、レストラン、集会室
 開館時間 午前9時～午後9時
 休館日 毎週月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日〔ただし、毎月第2・4月曜日は温浴室のみ午前10時～午後5時まで開館〕）、12月29日～翌年1月3日

☆ 嚶鳴庵

構 造 木造平屋建
 延床面積 161 m²
 施設内容 小間 (4.5 畳)、広間 (8 畳)、次の間 (10 畳)
 開館時間 午前 9 時～午後 9 時
 休 館 日 毎週月曜日 (月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日)、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

☆ 使用料

使用時間の区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00
使用施設の区分							
	保健福祉センター	講義室	1,520 円	2,030 円	1,520 円	3,550 円	3,550 円
調理実習室		980	1,300	980	2,280	2,280	3,260
視聴覚室		1,050	1,400	1,050	2,450	2,450	3,500
健康増進室		830	1,110	830	1,940	1,940	2,770
研修室		580	770	580	1,350	1,350	1,930
和室		360	480	360	840	840	1,200
小会議室		430	580	430	1,010	1,010	1,440
第 1 会議室		650	870	650	1,520	1,520	2,170
第 2 会議室	650	870	650	1,520	1,520	2,170	
健康ふれあい交流館	多目的ホール	5,800	7,740	5,800	13,540	13,540	19,340
	集会室	全使用	1 時間につき 1,360		20 人以上の団体		
		1/2 使用	1 時間につき 680				
	区分				大人	小中学生	
	温浴室	一般	1 回券		520	260	
			回数券 (11 回分)		5,200	2,600	
			20 人以上の団体		1 人 1 回 460	1 人 1 回 180	
高齢者・障害者				260	130		
トレーニング室	1 回券		120				
	シャワー・1 回		100				
嚶鳴庵	全室	1 時間につき 810					
	小間	1 時間につき 180					

(注) 多目的ホールを営利目的として利用する場合は、この表に定める使用料の 3 倍の額 (広域的利用関係市町の区域内に事業所等を有しない場合は、5 倍の額) とする。

19 子育て支援

① 保育の現況

☆ 市立保育園施設一覧

(令和5年4月1日現在)

区分 保育園名	設 立 年 月	改 築 年 月	敷 地 面 積	建 物 面 積	構 造
一 番 畑	S31.1	S54.3	3,173.52 m ²	1,269.92 m ²	鉄筋コンクリート造2階建 鉄骨造平屋建
名 和	S16.7	移転新築 H21.4	5,300.03	1,838.91	鉄筋コンクリート造2階建
名 和 東	S46.4	-	2,769.61	934.83	鉄骨造平屋建
渡 内	S48.4	-	4,657.83	1,068.98	鉄筋コンクリート造2階建
平 洲	S27.4	S52.3	2,414.96	1,272.77	鉄筋コンクリート造2階建
木 庭	S51.4	-	2,523.99	969.08	鉄筋コンクリート造2階建
み どり	S49.4	-	2,964.76	972.62	鉄筋コンクリート造2階建
明 倫	S45.4	-	4,132.41	969.16	鉄骨造平屋建
富 木 島	S31.1	S61.3	2,557.95	1,137.94	鉄筋コンクリート造2階建
東 山	S49.4	-	2,975.19	1,266.34	鉄筋コンクリート造2階建 鉄筋コンクリート造平屋建 鉄骨造平屋建
大 田	S50.4	移転新築 R 5.4	5,073.15	1,806.54	鉄筋コンクリート造2階建
高横須賀	S29.11	S55.3	1,997.75	1,198.55	鉄筋コンクリート造3階建
横 須 賀	S33.4	H22.7	3,146.31	1,414.72	鉄筋コンクリート造2階建 鉄骨造2階建 鉄筋コンクリート造平屋建
養 父	S41.4	S49.4	3,133.86	1,161.53	鉄筋コンクリート造2階建 鉄骨造平屋建
加 木 屋	S36.8	S53.3	3,799.26	1,438.10	鉄筋コンクリート造3階建 鉄骨造平屋建
三 ツ 池	S49.4	-	3,192.13	1,243.35	鉄筋コンクリート造2階建
大 堀	S44.1	移転新築 H26.1	4,965.97	1,762.07	鉄筋コンクリート造2階建 鉄筋コンクリート造平屋建
加木屋南	S45.4	-	4,811.47	781.12	鉄骨造平屋建
合 計	-	-	63,590.15	22,506.53	-

☆ 市立保育園園児数

(令和5年4月1日現在)

	定員	園児数							合計	早朝 保育人員
		5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児			
一番畑	200人	37人	29人	32人	18人	10人	-人	126人	23人	
名和	200	42	37	39	19	20	5	162	44	
名和東	136	16	21	17	10	4	-	68	10	
渡内	211	45	39	31	21	11	1	148	33	
平洲	180	36	38	32	19	6	-	131	32	
木庭	125	17	19	15	14	13	7	85	19	
みどり	115	13	11	11	9	7	-	51	16	
明倫	130	20	13	19	11	6	-	69	16	
富木島	115	19	22	20	15	13	4	93	24	
東山	210	33	33	30	21	18	3	138	45	
大田	232	46	44	57	18	9	2	176	59	
高横須賀	165	20	23	25	21	11	-	100	31	
横須賀	112	19	17	20	8	7	3	74	13	
養父	153	19	17	20	17	12	-	85	27	
加木屋	232	50	39	40	25	20	1	175	52	
三ツ池	161	26	25	22	17	12	-	102	36	
大堀	206	37	40	39	23	17	1	157	57	
加木屋南	139	18	19	20	15	7	-	79	19	
合計	3,022	513	486	489	301	203	27	2,019	556	

(注) 各年齢別の人員は令和5年3月31日現在の年齢

☆ 市立保育園職員数

(令和5年4月1日現在)

区分 保育園名等	職 員 数									
	指 導 保育士	主 幹	園 長	主 任 保育士	副主任 保育士	保育士	調理員	看護師	栄養士	計
一 番 畑	-	-	1	1	7	9	-	-	-	18
名 和	-	-	1	2	7	12	-	1	-	23
名 和 東	-	-	1	1	2	6	-	-	-	10
渡 内	-	-	1	1	7	12	-	1	-	22
平 洲	-	-	1	1	6	7	-	-	-	15
木 庭	-	-	1	1	2	3	-	1	-	8
み どり	-	-	1	1	2	5	-	1	-	10
明 倫	-	-	1	1	3	8	-	-	-	13
富 木 島	-	-	1	1	5	7	-	1	-	15
東 山	-	-	1	2	4	10	-	1	-	18
大 田	-	-	1	2	5	10	3	1	-	22
高横須賀	-	-	1	1	5	5	-	-	-	12
横 須 賀	-	-	1	1	2	7	-	1	-	12
養 父	-	-	1	1	2	6	-	1	-	11
加 木 屋	-	-	1	2	4	12	-	1	-	20
三 ツ 池	-	-	1	1	4	6	-	1	-	13
大 堀	-	-	1	2	7	9	2	1	-	22
加 木 屋 南	-	-	1	1	3	6	-	-	-	11
幼児保育課	1	-	-	1	-	-	-	-	1	3
女性・子ども 課	-	-	-	3	2	1	-	-	-	6
合 計	1	-	18	27	79	141	5	12	1	284

(注) 正規職員（再任用職員を除く）及びそれに代わる会計年度任用職員の数とする

- ☆ 3歳未満児保育
 対象者 生後3か月以上3歳未満の乳幼児
 実施保育園 0歳児保育 名和、渡内、木庭、みどり、富木島、東山、大田、
 横須賀、養父、加木屋、三ツ池、大堀
 1・2歳児保育 全保育園

- ☆ 延長保育
 延長時間 月～土 午後4時～午後7時
 実施保育園 全保育園
 使用料 月額 0円～900円（階層区分により変動）

- ☆ 早朝保育
 早朝時間 月～土 午前7時30分～午前8時
 実施保育園 全保育園
 使用料 月額 700円

- ☆ 特別支援保育
 特別支援を要する3・4・5歳児の児童
 実施保育園 一番畑、名和、渡内、平洲、明倫、富木島、東山、大田、
 高横須賀、横須賀、加木屋、三ツ池、大堀

(令和5年4月1日現在)

園名	特別支援児数	園名	特別支援児数
一番畑	7人	大田	13人
名和	19	高横須賀	5
渡内	13	横須賀	8
平洲	7	加木屋	11
明倫	5	三ツ池	13
富木島	9	大堀	17
東山	6	計	133

- ☆ 一時的保育
 - (1) 非定型的保育
 - 内容 保護者の就労、職業訓練、就学等の理由により、断続的に保育が必要な幼児に対する保育
 - 対象者 保育園などに入園していない満1歳から小学校入学前の幼児
 - 実施保育園 みどり保育園
 - 保育時間 午前8時から午後6時までの必要な時間
 - 保育期間 1週につき3日以内において保育を必要とする期間

 - (2) 緊急一時保育
 - 内容 保護者の疾病等により緊急かつ一時的に保育が必要な幼児に対する保育
 - 対象者 保育園などに入園していない満1歳から小学校入学前の幼児
 - 実施保育園 全保育園(定員の範囲)
 - 保育時間 午前8時から午後6時までの必要な時間
 - 保育期間 1月のうち14日以内において保育を必要とする期間

(3) 実施状況

(令和4年度)

年 齢 児	非定型的保育		緊急一時保育	
	利用人員	延保育日数	利用人員	延保育日数
1 歳 児	37 人	142 日	106 人	106 日
2 歳 児	38	210	38	38
3 歳 児	0	0	2	2
4 歳 児	0	0	0	0
5 歳 児	0	0	0	0
計	75	352	146	146

※利用人員は月別で計上

(4) 使用料	1 歳児	日額	2,000 円
	2 歳児	日額	1,900 円
	3 歳児	日額	1,100 円
	4 歳以上児	日額	1,000 円

☆ 病児・病後児保育

内 容 病気で集団保育ができない児童の一時的保育
対 象 者 生後6か月～小学校3年生
時 間 午前8時から午後7時まで
場 所 公立西知多総合病院 院内保育所 病児・病後児保育室
保護者負担額 日額3,000円（食事代は別途自己負担）

☆ 保幼一体化施策

内 容 「保・幼・こ」の教育内容の一体化、カリキュラムの統一
東海市教育指針

☆ 第3子以降の保育料等無料化

内 容 子どもを3人以上養育している世帯に対し、全年齢児の第3子以降の
保育料（3歳以上児については副食材料費）を無料化する

② 私立保育・教育の現況

☆ 私立認可保育・教育施設

(令和5年4月1日現在)

施設種類	保育所等名	設立年月	敷地面積	建物面積 (専有部分)	定員数	園児数
保育所	エチュード 上野台	H30.4	※ 2,870.08 m ²	404.73 m ²	38人	26人
〃	きだっこえん	R 5.4	※ 1379.70	392.84	30	17
幼保連携型 認定こども園	葵名和幼稚園	H30.4	4,842.56	2,929.53	357	261
〃	明佳幼稚園	R 2.4	4,639.08	1,797.29	355	270
小規模 保育事業	Memorytree 名和北保育園	H28.10	374.65	92.55	19	13
〃	Memorytree 太田川保育園	H30.4	495.00	169.73	19	13
〃	荒尾サン フレンズ保育園	H30.4	389.00	140.77	19	10
〃	加木屋町サン フレンズ保育園	H31.4	897.16	140.77	19	11
〃	Memorytree 名和町保育園	H31.4	746.03	145.42	19	15
〃	Memorytree 伏見保育園	H31.4	509.00	162.00	19	14
〃	はな保育室 たかよこすか	R 2.4	※ 788.30	130.96	19	12
〃	名和駅前サン フレンズ保育園	R 2.4	※ 1,762.00	152.38	19	9
〃	めいてつ保育ステーション 大池公園ぼっぼ園	R 3.4	※ 10,657.64	165.33	19	16
〃	はな保育室 かぎや	R 3.4	436.82	144.24	19	13
〃	Memorytree 名和寺徳保育園	R 4.4	790.00	95.78	19	11

(注) 1 葵名和幼稚園及び明佳幼稚園の園児数については、市内児童のみ
2 ※については、他事業等を含む施設等全体の面積を記載

☆ 私立幼稚園

(令和5年5月1日現在)

施設種類	区分	設立年月	敷地面積	建物面積	学級数	園児数
幼稚園 (私学助成)	東海めぐみ	S39.4	2,306 m ²	1,189 m ²	10学級	270人
〃	上野台	S41.9	9,091	3,138	16	396
〃	雨尾	S44.4	2,129	2,766	10	259

③ 児 童
☆ 児童館

(令和5年4月1日現在 13館)

施設名	所在地	構造	建物面積 (㎡)	開所 年月
名 和	名和町塚森 25	鉄筋コンクリート造 2階建	348.85	S 52. 3
名 和 東	名和町戸石 48-10	鉄筋コンクリート造 2階建	344.84	S 57. 3
泉	荒尾町泉 3	鉄筋コンクリート造一部 2階建	340.09	S 47. 3
平 洲	荒尾町畑田 43-1	鉄筋コンクリート造 2階建	339.78	S 51. 3
明 倫	富木島町貴船 16-7	鉄筋コンクリート造 2階建	340.00	S 53. 3
富 木 島	富木島町西山田 1-13	鉄骨造 2階建	358.12	S 50. 4
姫 島	富木島町森前 2	鉄筋コンクリート造 2階建	332.00	S 55. 3
大 田	大田町東畑 117-7	鉄筋コンクリート造 2階建	336.00	S 53. 3
公 家	高横須賀町公家 5-1	鉄筋コンクリート造 2階建	328.22	S 56. 3
養 父	養父町宮山 17-1	鉄骨造 3階建	633.98	S 48. 3
加 木 屋	加木屋町仲新田 43-1	鉄筋コンクリート造一部 2階建	305.04	S 49. 3
三 ツ 池	加木屋町三ツ池 12-74	鉄筋コンクリート造平屋建	331.06	S 46. 1
加木屋南	加木屋町南鹿持 28-1	鉄筋コンクリート造 2階建	343.45	S 54. 3

* 富木島児童館は、平成 20 年 5 月 27 日移転

* 養父児童館は、平成 30 年 4 月 1 日移転

☆ 児童遊園・ちびっこ広場

(令和5年4月1日現在)

区 分		児 童 遊 園		ちびっこ広場	
		設置数	面 積	設置数	面 積
市有地	女性・子ども課所管	3	2,464.49 m ²	43	31,244.21 m ²
	他課の所管	-	-	2	1,087.44
私有地		2	924.06	21	14,116.03
その他		-	-	1	48.00
合 計		5	3,388.55	67	46,495.68

☆ 優良児童生徒顕彰式

目 的 心身ともに健やかで他の模範となる優良児童生徒を表彰し、児童福祉思想の普及と高揚を図る。

☆ 児童援護扶助費

適 用 者 愛知県遺児手当支給規則第2条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当し、18歳以下の児童を養育している方。ただし、養育者・児童とも東海市に住所を有する方に限る。

支 給 額 児童1人につき 月額3,500円

☆ 家庭児童相談

内 容 家庭児童専門員が、家庭における児童の養育や家庭の人間関係などに関する
 悩みに個別対応。

実 績

相 談 内 容	令和3年度	令和4年度
養護相談		
児童虐待相談（児童虐待防止法第2条）	142	128
その他の相談	55	47
保健相談		
保健相談	3	1
障害相談		
肢体不自由等障害相談	1	17
非行相談		
ぐ犯行為等相談	5	6
触法行為等相談	1	0
育成相談		
性格行動相談	13	11
不登校相談	7	18
適性相談	3	1
育児・しつけ相談	1	3
その他①		
児童相談でいずれにも該当しないもの	66	67
その他②		
児童相談に該当しないもの（DV等）	21	27
計	318	326

☆ 子育て短期支援事業

目 的 児童を養育している家庭の保護者が、疾病その他の理由により若しくは恒常的に夜間にわたる仕事等により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、又は経済的問題等により緊急一時的に保護する必要がある場合に当該児童等を児童福祉施設において養育及び保護することにより児童福祉の向上を図る。

・ 短期入所生活援助事業

対 象 者 保護者の病気、出産、事故等で児童の養育が一時的に困難となった児童や経済的問題等により緊急に保護を必要とする母子

利 用 期 間 原則として7日以内

手 数 料 2歳未満の者又は18歳未満の慢性疾患の者 1日 5,350円
 2歳以上18歳未満の者（慢性疾患の者を除く。） 1日 2,750円
 18歳未満の者の母 1日 750円

- ・ 夜間養護等事業
 - 対 象 者 保護者の仕事等が恒常的に夜間にわたる場合や、休日に不在の場合等で児童の養育が困難な家庭の児童
 - 利 用 期 間 原則として6か月以内

- (1) 夜間養護事業
 - 利 用 時 間 原則として午後6時から午後10時までの4時間
 - 手 数 料 1日 750円
- (2) 休日預かり事業
 - 利 用 時 間 原則として午前9時から午後5時まで
 - 手 数 料 1日 1,350円

☆ 障害児通所給付

- ・ 児童発達支援
 - 内 容 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
 - 対 象 者 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
- ・ 医療型児童発達支援
 - 内 容 児童発達支援及び治療を行う。
 - 対 象 者 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児
- ・ 放課後等デイサービス
 - 内 容 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
 - 対 象 者 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児
- ・ 保育所等訪問支援
 - 内 容 障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
 - 対 象 者 保育所、幼稚園、学校その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

☆ 就学前障害児福祉給付金支給制度

児童発達支援の利用者の負担軽減のため、施設利用負担（原則1割）と食費実費負担に関する費用を世帯の収入に応じた負担となるようにする制度。

④ 子育て総合支援センター

☆ 施設の概要

- 所在地 大田町後田 20 番地の 1
 床面積 824.99 m²
 開館年月日 平成 23 年 4 月 1 日
 開館時間 午前 9 時～午後 4 時
 休館日 ア 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日でない日）
 イ 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

☆ 子育て支援センター（総合、北部、南部）の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応状況

- ・プレイルーム、一時預りについては、感染状況に合わせて一部制限を設けて実施
- ・各事業は、感染状況に合わせて一部制限を設けて実施

☆ 利用状況

区分	令和 3 年度	令和 4 年度
プレイルーム、えほん館	18,121 人	22,801 人
幼児一時預り	492	821

☆ 地域子育て支援センター事業

内 容 ・子育て広場開催事業

- プレイルーム（3 か月～未就学児対象）休館日を除く毎日
 誕生会（3 歳未満児対象） 12 回
 ねんね広場（3 か月～7 か月対象） 11 回
 よちよち広場（8 か月～11 か月対象） 10 回
 にこにこ広場（1 歳対象） 11 回
 のびのび広場（2・3 歳対象） 6 回
 さんさん広場（多胎児対象） 12 回
 パパ広場 3 回
 あおぞら広場 13 回
- ・親子発達支援教室
 なごみんルーム 12 回
 こころろルーム 22 回
- ・育児支援親子教室（親子保育園）
 チッチ（旧らんらん広場）（1 歳 6 か月～3 歳対象） 18 回
 トット（旧Babyらんらん広場）（10 か月頃～1 歳 5 か月） 6 回
 ピッピ（旧Babyベビー広場）（4 か月～9 か月頃） 24 回
- ・えほん館読み聞かせ事業
 えほん館で絵本の読み聞かせ 毎日午前 1 回実施
 絵本読み聞かせ講座（1 回）
- ・子育てサークル等育成支援事業
 子育てサークル活動（市内 2 児童館、あすなろ学園）
 子育てサークル新規募集の会（1 回）
 子育てサークル交流会（1 回）
- ・育児講座開催事業
 育児講座（1 回）
 プチ講座（9 回）
- ・育児体験（子育て支援センター ねんね広場開催時）
- ・子育て支援プログラム推進事業
 子育て講演（1 回）
 プログラム 1 クール

☆ ファミリー・サポート・センター事業

内 容 子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手伝いをしたい人が会員となり、
会員同士で一時的に子育ての援助をすることで、仕事と育児の両立を支援する。

活 動 時 間 午前7時～午後9時

報 酬 1時間当たりの報酬基準額 平日 600 円 土日祝 700 円

会 員 数 462 名 (令和5年4月1日現在)
内訳：依頼会員 360 名、援助会員 87 名、両方会員 15 名

活 動 実 績 155 件 (令和4年度延べ件数)

そ の 他 交流会及び講習会 (2回)

☆ 幼児一時預り事業

内 容 保護者が何らかの事情で子どもを保育できない時に、一時的にその子どもを
預かり保育する。

対 象 者 満1歳から未就学児

時 間 午前9時～午後7時 (予約制)

定 員 10 名

料 金 1時間 730 円 (以後 30 分毎に 360 円を加算)

☆ 養育支援訪問事業

内 容 積極的に支援を求めることが困難な家庭で、安定した児童の養育が可能に
なるように訪問による支援を行う。

対 象 者 18歳未満の児童を養育する家庭で、養育支援を必要とする家庭

訪問支援員 保健師、保育士、助産師、ヘルパー、育児支援者

訪問対象数 22 件

延べ訪問数 242 件

☆ 子育てサービス利用者支援事業(子育て相談窓口)

内 容 子育ての悩み、心配、不安などの相談を受けると共に、個別の子育て家庭の
ニーズを把握し、適切な施設・事業等を円滑に利用できるように支援する。
また、関係機関等との連絡調整等を実施する。

子育て相談電話、窓口受付 (火～日曜日 午前9時～午後5時)

☆ 訪問型子育て支援事業(ママ応援事業)

内 容 出産後から満1歳までの子どもがいる家庭を対象に、有償ボランティアが
訪問し、親に寄り添いながら一緒に育児・家事を行うことにより、核家族
化による出産後の育児困難・負担感の軽減及び孤立化防止を図る。

活 動 時 間 子育て総合支援センターの開館日 午前9時～午後5時

報 酬 1時間当たりの報酬基準額 800 円

活 動 実 績 5 件 (令和4年度延べ件数)

⑤ 北部子育て支援センター

☆ 施設の概要

所 在 地 名和町池西 45 番地の 1 (名和保育園併設)

床 面 積 232.86 m²

開館年月日 平成 21 年 4 月 1 日

開館時間 午前9時～午後4時

休 館 日 土・日・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日)

☆ 利用状況

区分	令和3年度	令和4年度
ほくほくルーム	6,377 人	7,502 人

☆ 地域子育て支援センター事業

内 容 ・子育て広場開催事業

ほくほくルーム（常設広場 3か月～未就学児対象）

にこにこ広場（1歳対象） 11回

のびのび広場（2・3歳対象） 11回

・親子発達支援教室

ぱんださんルーム（2歳～就園前親子） 概ね週1回（10～3月）18回

うさぎさんルーム（2歳～就園前親子） 概ね週1回 36回

ぞうさんルーム（2歳～就園前親子） 概ね週1回 36回

・子育てサロン

ひよこサロン（4か月～7か月対象） 12回

（8か月～10か月対象） 12回

・相談事業

広場子育て相談（月～金曜日 午前9時～午後4時）

⑥ 南部子育て支援センター

☆ 施設の概要

所在地 加木屋町東大堀 28番地の34（大堀保育園併設）

床面積 301.21㎡

開館年月日 平成26年4月1日

開館時間 午前9時～午後4時

休館日 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

☆ 利用状況

区分	令和3年度	令和4年度
なんなんルーム	8,021人	8,733人
幼児一時預り	125	104

☆ 地域子育て支援センター事業

内 容 ・子育て広場開催事業

なんなんルーム（常設広場 3か月～未就学児対象）

にこにこ広場（1歳対象） 11回

のびのび広場（2・3歳対象） 11回

・親子発達支援教室

りすさんルーム（1・2歳親子） 概ね週1回（10～3月）18回

うさぎさんルーム（2歳～就園前親子） 概ね週1回 36回

ぞうさんルーム（2歳～就園前親子） 概ね週1回 36回

・子育てサロン

ひよこサロン（4か月～7か月対象） 12回

（8か月～10か月対象） 12回

・サークル等育成支援事業（新型コロナウイルス感染症の影響により中止）

なんなんサークル 概ね月1回

・相談事業

広場子育て相談（月～金曜日 午前9時～午後4時）

☆ 幼児一時預り事業

内 容 保護者が何らかの事情で子どもを保育できない時に、一時的にその子どもを預かり保育する。
 対 象 満1歳から未就学児
 時 間 午前9時～午後4時（予約制）
 定 員 3名
 料 金 1時間730円（以後30分毎に360円を加算）

⑦ 結婚応援センター

平成23年4月1日開設
 結婚活動に関する相談、イベント等による出会いの場の創出、結婚活動に関する講座の開催、情報発信等を行う。
 結婚応援センター等が主催する事業に参加後、結婚し本市に居住したカップルに結婚祝い金を支給する。

☆ 利用状況

区 分	令和3年度	令和4年度
メールマガジン登録者数	413人	414人
サポーター会員登録者数	80（企業・団体・個人）	82（企業・団体・個人）
結婚祝い金支給	0組	1組

20 児童発達支援センター

① 施設の概要

所 在 地 東海市加木屋町東大堀22番地の8
 敷 地 面 積 4,210.91 m²
 構 造 鉄骨造3階建
 延 床 面 積 2,127.82 m²
 設立年月日 平成29年7月1日

☆ 東海市立あすなろ学園

利用定員 20人
 設 備 指導訓練室、相談室、言語訓練室等
 目 的 肢体の不自由な児童を保護者とともに通園させて、機能回復訓練及び療育指導を行い、独立自活するための基礎を養い、児童福祉の増進を図る。
 対 象 者 運動発達がゆっくりで療育が必要な肢体不自由のある就学前の児童

☆ カトレア（社会福祉法人さつき福祉会）

利用定員 50人
 設 備 指導訓練室、遊戯室、相談室、言語訓練室等
 目 的 就学前の心身の発達につまずきのある児童に対して療育指導を行う中で、情緒の安定を図り、基本的な生活習慣を養い、運動機能やコミュニケーションの発達を促す。
 対 象 者 知的発達がゆっくりで療育が必要な就学前の児童